

# さいたま市液化石油ガス法 申請届出マニュアル

2024年4月

さいたま市消防局

## さいたま市液化石油ガス法申請届出マニュアル

### [ 目 次 ]

#### I 総 則

1	はじめに	2
2	窓口における申請等についての一般的留意事項	2
3	さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項	3
4	申請者等	4
5	許可等に要する日数	4
6	申請に必要な手数料	5

#### II 各 論

##### 第1章 販売事業

第1	登録申請	9
第2	謄本交付（閲覧）の請求	12
第3	変更の届出	13
第4	承継の届出	17
第5	業務主任者等の選（解）任届出	18
第6	登録行政庁の変更届出	19
第7	実施状況報告	19
第8	認定の申請	20
第9	認定販売事業者の状況報告	22
第10	認定販売事業者の承継状況報告	22
第11	廃止の届出	22

##### 第2章 保安機関

第1	認定申請	24
第2	認定更新申請	26
第3	変更の届出	28
第4	承継の届出	29
第5	一般消費者の数の増加認可申請	31
第6	一般消費者の数の減少届出	33
第7	保安業務規程認可申請	34
第8	保安業務規程の変更申請	35

第9	認定行政庁の変更届出	36
第10	実施状況報告	36
第11	廃止の届出	36
第3章	貯蔵施設及び特定供給設備	
第1	許可申請	38
第2	変更許可申請	40
第3	軽微な変更の届出	42
第4	完成検査	43
第5	貯蔵施設、特定供給設備に係るその他届出等	45
第4章	充てん設備	
第1	許可申請	48
第2	変更許可申請	50
第3	軽微な変更の届出	52
第4	完成検査	54
第5	保安検査	56
第6	充てん設備に係るその他届出等	57
第5章	液化石油ガス設備工事	
第1	液化石油ガス設備工事 設置の工事届出	62
第2	液化石油ガス設備工事 変更の工事届出	76
第6章	特定液化石油ガス設備工事事業	
第1	特定液化石油ガス設備工事事業 開始の届出	80
第2	特定液化石油ガス設備工事事業 変更の届出	83
第3	特定液化石油ガス設備工事事業 廃止の届出	85
第7章	その他届出等	
第1	その他届出等	88
<b>III 関係書式</b>		
第1	販売事業に係る関係書式	92
第2	保安業務に係る関係書式	105
第3	貯蔵施設等に係る関係書式	115
第4	充てん設備に係る関係書式	137

# さいたま市液化石油ガス法申請届出マニュアル

## 経過

2019年4月 制定

2021年3月 改正

2022年3月 改正

2024年4月 改正

I 総則

---

I 総則

## I 総則

---

### I 総則

#### 1 はじめに

このさいたま市液化石油ガス法申請届出マニュアルは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく申請、届出及び報告等（以下「申請等」という。）に関する必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号)
「政令」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (昭和 43 年 2 月 7 日 政令第 14 号)
「規則」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成 9 年 3 月 10 日 省令第 11 号)
「細則」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則 (平成 30 年 3 月 29 日 さいたま市規則第 53 号)
「認定告示」	液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示 (平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 121 号)
「高压法」	高压ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号)
「液石則」	液化石油ガス保安規則 (昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 52 号)
「製造細目告示」	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示 (昭和 50 年 8 月 1 日通商産業省告示第 291 号)

#### 2 窓口における申請等についての一般的留意事項

##### (1) 書類の提出方法

ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副 2 部提出すること。

イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。

ウ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

## I 総則

---

### (2) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課保安係（以下「保安係」という。）へ提出すること。

さいたま市消防局予防部査察指導課保安係 〒330-0061      さいたま市浦和区常盤 6 丁目 1 番 28 号 TEL048-833-7487    FAX048-833-7529
--

### (3) 許可書等の取扱い

許可書、検査証、通知書、登録簿、認定書、認可書（以下「許可書等」という。）の交付は、許可、検査、通知、登録、認定、認可（以下「許可等」という。）を受けた事業所の関係者又は許可書等の受領の権限を委任された者が原則として直接手渡しで受けること。

## 3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

### (1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）にログインし、利用する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

### (2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

### (3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メール及び手数料が必要な場合は手数料納入通知が送信される。

また、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。なお、許可書等については郵送にて送付されるが、窓口での交付も可能とする。

## I 総則

---

### 4 申請者等

- (1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。
- (2) 法人の場合において、代表権を有する者以外の者に申請等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請等を行う場合）には、その旨を明記した委任状をあらかじめ保安係に提出すること。委任状の提出後は、代理者において申請等を行うことができる。なお、申請等の都度において、委任状の写しを添付すること。

#### 【委任状の作成例】

年 月 日
事務所（本社）所在地
法人名称
代表者 職・氏名（署名又は記名押印）
委任状
〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇は、次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の液化石油ガスの 保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく諸手続に関する一切の権限を委任します。
代理人 職・氏名（署名又は記名押印）

- (3) 委任状の記載内容に変更（委任者及び代理者又はいずれかの者に変更が生じた場合等）が生じた場合は、遅滞なく、変更した委任状を保安係に提出すること。

### 5 許可等に要する日数

行政手続法第6条に基づき、さいたま市の法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。（標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。）



I 総則

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
液化石油ガス販売事業者の登録	法第 3 条第 1 項	15 日
保安機関の認定	法第 29 条第 1 項	15 日
保安機関の認定の更新	法第 32 条第 1 項	15 日
保安機関の一般消費者等の数の増加の認可	法第 33 条第 1 項	10 日
保安機関の保安業務規程の制定及び変更の認可	法第 35 条第 1 項	10 日
液化石油ガス販売事業者の認定	法第 35 条の 6 第 1 項	15 日
貯蔵施設等の設置の許可	第 36 条第 1 項	15 日
貯蔵施設等の変更の許可	第 37 条の 2 第 1 項	15 日
貯蔵施設等の完成検査	第 37 条の 3 第 1 項	15 日
充てん設備の許可	法第 37 条の 4 第 1 項	25 日
充てん設備の変更の許可	法第 37 条の 4 第 3 項	20 日
充てん設備の完成検査	法第 37 条の 4 第 4 項	15 日
充てん設備の保安検査	法第 37 条の 6 第 1 項	25 日

6 申請に必要な手数料

申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、既定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和 5 年 4 月 1 日から、電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）に限り、クレジットカード決済が可能となった。

## I 総則

## 手数料一覧

手続き名	手数料等の額
販売事業の登録申請	1 件につき 31,000 円
販売事業者登録簿の謄本交付請求	1 通につき 630 円
販売事業者登録簿の閲覧請求	1 回につき 460 円
保安機関の認定申請	34,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
保安機関の認定更新申請	14,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
一般消費者等の数の増加認可申請	20,000 円 + 認定保安業務区分数×6,900 円
販売事業者の認定申請 (保安の確保の方法等の認定申請)	一般消費者等の数が 1,000 戸未満 55,000 円 一般消費者等の数が 1,000 戸以上 10,000 戸未満 80,000 円 一般消費者等の数が 10,000 戸以上 98,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上)、特定供給設備の設置許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×21,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備設置の完成検査申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×31,000 円 (高压法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備の変更許可申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×15,000 円
貯蔵施設 (3 t 以上) 又は特定供給設備の変更に伴う完成検査申請	貯蔵施設又は特定供給設備の数 ×24,000 円 (高压法の完成検査合格施設の場合) 施設数×5,800 円
充てん設備の許可申請	充てん設備の数×28,000 円
充てん設備の完成検査申請	充てん設備の数×36,000 円
充てん設備の変更許可申請	変更に係る充てん設備の数 ×17,000 円
充てん設備の変更に伴う完成検査申請	変更に係る充てん設備の数 ×27,000 円
充てん設備の保安検査申請	充てん設備の数 ×27,000 円

II 各論

---

II 各論

## 第1章 販売事業

## 第1 登録の申請（法第3条）

### 1 申請書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第1「液化石油ガス販売事業登録申請書」

#### (2) 申請時期

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、あらかじめ液化石油ガス販売事業の登録をすること。

#### (3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

#### エ 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1 液化石油ガス販売計画書」を参考に次の事項について記載すること。

### Ⅲ 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94 ページ）

#### 1. 販売所に関する事項

#### 2. 販売計画

#### 3. 貯蔵施設

#### 4. 損害賠償時に備えてとるべき措置

保険加入書、付保証明等を添付すること。

#### 5. 保安業務に関する事項

保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。

#### 6. 業務主任者選任計画

該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

#### 7. 設備工事業務実施体制（委託の場合は委託先の「特定液化石油ガス設備工事事業開始届」

及び委託契約に係る書面（案）の写し）

#### オ 販売所案内図

カ 販売予定地域及び緊急時対応を行う場合の範囲図

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (95 ページ)

キ 欠格事由に関する事項

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (96～97 ページ)

(4) 貯蔵施設を所(占)有する場合に必要な書類

ア 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (98 ページ)

イ 貯蔵施設案内図(販売所と同一敷地内の場合は省略可)

ウ 貯蔵施設の敷地配置図(保安距離及び保安物件を平面図に明示)

エ 貯蔵施設の構造、設備について示した図面

(5) 貯蔵施設を所(占)有しない場合に必要な書類

ア 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書には、「III 関係書式/第1 液化石油ガス販売計画書」を参考に次の事項について記載すること。

☞ III 関係書式/第1 販売事業に係る関係書式 (99 ページ)

1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由
2. 委託先又は所(占)有している事業所

イ 委託先・所(占)有事業所の許可証の写し

ウ 配送委託契約書の写し(規則第11条第2項第3号適用の場合)


エ 配送事業者と第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等との関係を示す書面

規則第11条第2項第3号適用の場合であり、第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等と資本関係にある配送事業者に配送を全量委託するとき。

オ 資本的結合を証する書面(規則第11条第2項第6号適用の場合)

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 登録の基準について

法第4条で定める登録を拒否する場合を除き登録を行うものとする。

4 登録について

審査の結果、登録の実施をする場合は、細則様式第1号「液化石油ガス販売事業登録通知書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 自ら特定液化石油ガス設備工事事業者となる場合は、事業開始の日から30日以内に「特定液化石油ガス設備工事事業者開始届書」を提出すること。
- (2) 液化石油ガス販売事業の登録後、「業務主任者等選任届書」を提出すること。
- (3) 登録した販売事業者について個人事業者から法人に変更する場合は、従前の販売事業者を廃止し、法人として新たな販売事業者の登録をすること。

**第2 謄本交付（閲覧）の請求（法第3条の2）**

1 請求書の提出について

(1) 提出書類


規則様式第2「液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）」請求書

(2) 請求時期

販売事業者登録簿の交付又は閲覧をしようとするときは、あらかじめ請求すること。

2 請求手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 謄本の交付（閲覧）について

(1) 交付の場合

細則様式第2号「液化石油ガス販売事業者登録簿」を請求書の副本とあわせて受領すること。

(2) 閲覧の場合

細則様式第2号「液化石油ガス販売事業者登録簿」を請求者が所定の場所で閲覧する。



### 第3 変更の届出（法第8条）

#### 1 届書の提出について

##### (1) 提出書類

規則様式第5「液化石油ガス販売所等変更届書」

##### (2) 届出時期

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、法第3条第2項の事項を変更したときは、遅滞なく届出すること。

#### 2 添付書類について

##### (1) 事業者、販売所の名称の変更

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

##### (2) 法人事業者の（本社）住所変更


法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

##### (3) 個人事業者の住所変更

住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

##### (4) 法人の代表者の変更

ア 欠格事由に関する事項


 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（96ページ）

イ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

##### (5) 販売所の新設

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「III 関係書式／第1章 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）

1. 販売所に関する事項
2. 販売計画
3. 貯蔵施設
4. 損害賠償時に備えてとるべき措置  
保険加入書、付保証明等を添付すること。
5. 保安業務に関する事項  
保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。
6. 業務主任者選任計画  
該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。
7. 設備工事業務実施体制

イ 販売所新設に伴い変更になった内容に関する書面

(6) 販売所の廃止

添付資料なし

(7) 貯蔵施設の変更

ア 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（98 ページ）

イ 貯蔵施設案内図（販売所と同一敷地内の場合は省略可）

ウ 貯蔵施設の敷地配置図（保安距離及び保安物件を平面図に明示）

エ 貯蔵施設の構造、設備について示した図面

(8) 貯蔵施設の廃止（法第11条ただし書き適用）

ア 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書には、「III 関係書式／第1章 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（99 ページ）


1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由
2. 委託先又は所(占)有している事業所

- イ 委託先・所（占）有事業所の許可証の写し
- ウ 配送委託契約書の写し（規則第11条第2項第3号適用の場合）
- エ 配送事業者と第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等との関係を示す書面  
規則第11条第2項第3号適用の場合であり、第1種製造者、第1種貯蔵所の所有者等と資本関係にある配送事業者に配送を全量委託するとき

(9) 保安業務を実施する者の変更

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考のうえ、保安業務に関する事項について記載すること。


 **Ⅲ 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）**

イ 保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写し

(10) 損害賠償措置の変更

ア 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書には、「Ⅲ 関係書式／第1 液化石油ガスの販売に係る計画書」を参考に次の事項について記載すること。

 **Ⅲ 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（92～94ページ）**

1. 販売所に関する事項
  2. 販売計画
  3. 貯蔵施設
  4. 損害賠償時に備えてとるべき措置  
保険加入書、付保証明等を添付すること。
  5. 保安業務に関する事項  
保安業務を委託する場合は、保安機関認定書及び委託契約に係る書面の写しを添付すること。
  6. 業務主任者選任計画  
該当する資格の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。
  7. 設備工事業務実施体制
- イ 損害賠償能力を証明する書面

3 その他

- (1) 委託する保安機関を変更又は追加、減少した場合（販売事業者自ら実施する場合を含む。）も届出をすること。
  
- (2) 委託する保安機関が氏名又は名称、事業所の所在地を変更した場合も届出をすること。

**第4 承継の届出（法第10条）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第6「液化石油ガス販売事業承継届書（甲）」

(2) 届出時期

事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（その事業全部を承継させるものに限る。）があったとき、その地位を承継した者は遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）

ウ 住民票の写しまたは戸籍謄本（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第7「液化石油ガス販売事業承継届書（乙）」（県または国所管になった場合）

オ 規則様式第7の2「液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書」（事業の全部を譲渡した場合）

カ 事業の全部の譲渡を証する書面（事業の全部を譲渡した場合）

キ 規則様式第8「液化石油ガス販売事業者相続同意証明書」（相続人全員の同意により選定された場合）

ク 規則様式第9「液化石油ガス販売事業者相続証明書」（キ以外の場合）

ケ 規則様式第9の2「液化石油ガス販売事業者事業承継証明書」（分割により承継した場合）

コ 事業の全部の承継を証する書面

サ 欠格事由に関する事項

**第5 業務主任者等の選（解）任届出（法第19条、第20条、第21条）**

1 請求書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第10「業務主任者等選任（解任）届書」

(2) 届出時期

業務主任者又は業務主任者の代理者の選任解任後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

選任者の資格を証する書面（免状、講習修了証等）の写し

2 業務主任者の講習について

液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に高圧ガス保安協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を次のとおり受けさせること。

(1) 第1回目の講習は、免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内

(2) 第2回目以降の講習は、前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

(3) 業務主任者に選任した日に①又は②の期間が経過している場合並びに業務主任者に選任した日から①又は②の期間が経過するまでの期間が6月未満の場合は、①又は②の規定にかかわらず選任日から6月以内

## 第6 登録行政庁の変更届出（法第6条）

### 1 届書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第3「登録行政庁変更届書」

#### (2) 届出時期

市長から液化石油ガス販売事業者登録を受けた者が、さいたま市以外の区域内に販売所を有すること（管轄行政庁が「市」から「国又は県」に変更）となり、引き続き液化石油ガスの販売を行おうとする場合において、法第3条第1項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なく届出すること。

## 第7 実施状況報告（規則第132条）

### 1 届書の提出について

#### (1) 提出書類

細則様式第17号「液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書」

#### (2) 報告時期

事業年度経過後3月以内に、報告すること。

第8 認定の申請（法第35条の6）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第26「液化石油ガス販売事業者認定申請書」

(2) 申請時期

液化石油ガスの販売契約をしている一般消費者等の保安を確保するための機器の設置及び管理の方法が経済産業大臣の定める基準に適合していることについて認定を受けるとき、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

ア 運営管理規程の写し

イ 販売事業所に係る案内図

ウ 一般消費者等一覧

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（100ページ）

エ 保安確保機器一覧

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（101ページ）

オ 保安確保機器の仕様書（カタログ等）及び認定基準を満たすことの根拠書類（一般社団法人日本エルピーガス機器検査協会（LIA）の第1検査合格通知書の写し等）

カ 保安確保機器の期限の管理状況がわかる書類（期限管理台帳など1ページ程度）

キ 漏えい検知装置の設置状況の写真（認定告示第1条第2項の機器を設置する場合）


ク 集中監視センターの常時監視体制概要説明書

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（102ページ）

ケ 各販売所の監視体制等概要説明書

☞ III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（103ページ）



- コ 集中監視システムに係るシステム構成等が確認できるカタログ、リーフレット等
- サ 集中監視センターとの業務委託契約書の写し
- シ 集中監視システムの受信データ一覧（直近の特定保安情報等を含む1ページ程度）
- ス 特定保安情報等の個票（流量異常、圧力異常、遠隔遮断及び遠隔復帰につき各1件（実績がない場合はテスト結果を添付））
- セ 緊急時出動業務を行う認定保安機関  
 III 関係書式／第1 販売事業に係る関係書式（104ページ）
- ソ 自社の事業所で全部又は一部の地域に係る緊急出動業務を行う場合にあっては、当該事業所から半径40kmの範囲を示す円が図示されている地図

## 第9 認定販売事業者の状況報告(法第35条の7)

### 1 届書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第27「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」

#### (2) 報告時期

毎事業年度経過後3月以内にその事業年度末における販売所ごとの液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を報告すること。

## 第10 認定販売事業者の承継状況報告(法第35条の7)

### 1 届書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第27の2「認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書」

#### (2) 報告時期

事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が70パーセント又は50パーセントを下回った場合には、遅滞なく報告すること。

#### (3) 添付書類

承継の事実を証する書類

## 第11 廃止の届出(法第23条)

### 1 届書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第11「液化石油ガス販売事業廃止届書」

#### (2) 届出時期

液化石油ガス販売事業者が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出すること。

## 第2章 保安業務

第1 認定申請（法第29条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第12「保安機関認定申請書」

(2) 申請時期

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、認定を受けること。

(3) 添付書類


ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）


ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第13「保安業務計画書」


オ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

カ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

キ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）

ク 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）

ケ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109～110ページ）

コ 役員及び構成員の構成を説明した書面（申請者が法人の場合のみ）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

サ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (112 ページ)

シ 保安機関事業所連絡票

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (113 ページ)

ス 保安業務用機器に関する事項

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (114 ページ)

セ 保安業務用機器の写真

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 認定の基準について

法第31条に基づく基準に適合するものであること。

4 認定について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第3号「保安機関認定書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 保安業務を行う販売所の所在地は、さいたま市内のみであること。

(2) 緊急時対応を行おうとする範囲図については、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内に到着し、所要の措置を行える範囲を明示すること。

第2 認定更新申請（法第32条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第14「保安機関認定更新申請書」

(2) 申請時期

保安機関の認定の更新を行おうとする者は、認定機関の満了する30日前までに認定の更新の申請を行うこと。

(3) 添付書類


ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 定款の写し（申請者が法人である場合に限る。）


ウ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

エ 規則様式第13「保安業務計画書」

オ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

カ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図


 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）

キ 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）


ク 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109～110ページ）

ケ 役員及び構成員の構成を説明した書面（申請者が法人の場合のみ）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

コ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（112ページ）

サ 保安機関事業所連絡票

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (113 ページ)

シ 保安業務用機器に関する事項

☞ III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (114 ページ)

ス 保安業務用機器の写真

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 認定の基準について

法第32条第2項で準用する法第31条に基づく基準に適合するものであること。

4 認定について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「保安機関更新認定書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 保安業務を行う販売所の所在地は、さいたま市内のみであること。
- (2) 緊急時対応を行おうとする範囲図については、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内に到着し、所要の措置を行える範囲を明示すること。
- (3) 複数の保安機関が承継されて一つの保安機関となった場合、その認定期間は、承継されたもののうち、最も早く満了するものとなる。

第3 変更の届出（法第35条の4で準用する法第8条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第20「保安機関変更届書」

(2) 届出時期

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号の事項について変更をしたときは、遅滞なく届出すること。


2 添付書類について

(1) 氏名・名称、住所、(法人の場合) 代表者の氏名

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）


イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

ウ 欠格事由に関する事項（法人の代表者の変更の場合に限る。）

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109ページ）

(2) 保安業務を行う事業者の名称、所在地

ア 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）



第4 承継の届出（法第35条の4で準用する法第10条）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第21「保安機関承継届書（甲）」

(2) 届出時期

保安機関の事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、遅滞なく届出すること。


2 添付書類について

(1) 申請者が個人の場合

ア 住民票の写し

イ 戸籍謄本

ウ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（110ページ）

エ 規則様式第23「保安機関相続同意証明書」（相続人全員の同意により選定された場合）


オ 規則様式第24「保安機関相続証明書」（エ以外の場合）

(2) 申請者が法人の場合


ア 法人登記簿謄本の写し

イ 定款の写し


ウ 欠格事由に関する事項

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（109ページ）

エ 役員及び構成員の構成を説明した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（111ページ）

オ 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式 (112 ページ)

カ 規則様式第22の2「保安機関事業譲渡証明書」(事業の全部の譲り渡しの場合に限る。)

キ 事業の全部の譲渡しを証する書面 (事業の全部の譲り渡しの場合に限る。)

ク 規則様式第24の2「保安機関事業承継証明書」(分割によって事業を承継した場合)

ケ 事業の全部の承継を証する書面 (分割によって保安機関の事業を承継した場合)

3 その他

承継によりさいたま市所管でなくなる場合は、規則様式第22「保安機関承継届書(乙)」により届出を行うこと。

第5 一般消費者の数の増加認可申請（法第33条第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第15「一般消費者等の数の増加認可申請書」


(2) 申請時期

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者の数を認定された範囲を超えて増加しようとするときは、一般消費者の数の増加の認可を受けること。


(3) 添付書類

ア 規則様式第13「保安業務計画書」


イ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式/第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

ウ 保安業務資格者等一覧


 III 関係書式/第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

エ 販売予定地域及び緊急時対応を行おうとする場合の範囲図

 III 関係書式/第2 保安業務に係る関係書式（108ページ）


オ 損害賠償の支払能力を証する書面（保険証券及び約款の写し、付保証明等）

カ 保安機関事業所連絡票

 III 関係書式/第2 保安業務に係る関係書式（113ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則/6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 認可の基準について

法第33条第3項で準用する法第31条（第3号及び第4号を除く）に基づく基準に適合するものであること。

4 認可について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第6号「一般消費者等の数の増加認可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 保安業務区分を新たに追加する場合は、一般消費者等の数の増加の認可ではなく、新たに追加の保安機関認定申請が必要となる。なお、追加した保安業務区分の認定期間は、その認定の日から5年間となり、もともと認定を受けていた保安業務区分の認定期間とは異なることに留意すること。
- (2) 認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、予め保安業務規程変更認可申請が必要となる。

第6 一般消費者の数の減少届出（法第33条第2項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第16「一般消費者等の数の減少届書」


(2) 届出時期

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者の数を認可された数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく届出すること。


(3) 添付書類

ア 規則様式第13「保安業務計画書」

イ 保安業務技術的能力算定書

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（105～106ページ）

ウ 保安業務資格者等一覧

 III 関係書式／第2 保安業務に係る関係書式（107ページ）

2 その他

認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、予め保安業務規程変更認可申請が必要となる。

**第7 保安業務規程認可申請（法第35条）**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第17「保安業務規程認可申請書」

(2) 申請時期

認定を受けた保安機関は、保安業務を行う場合には、保安業務規程の認可を受けること。

(3) 添付書類

保安業務規程

保安業務規程には次の事項について記載すること。

ア 事業所の所在地

イ 事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数

ウ 保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項

エ 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項

オ 区分ごとの保安業務実施の方法

カ 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法

キ その他保安業務に関し必要な事項

※ア～エについては、規則様式第13「保安業務計画書」でも可とする。

**第8 保安業務規程の変更申請（法第35条の4で準用する法第8条）**

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第18「保安業務規程変更認可申請書」

(2) 申請時期

認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は事前に申請し認可を受けること

(3) 添付書類

ア 保安業務規程

保安業務規程には次の事項について記載すること。

1. 事業所の所在地
2. 事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
3. 保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
4. 保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
5. 区分ごとの保安業務実施の方法
6. 保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
7. その他保安業務に関し必要な事項

※1～4については、規則様式第13「保安業務計画書」でも可とする。

イ 変更の詳細が確認できるもの。

**第9 認定行政庁の変更届出（法第35条の4で準用する法第6条）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第19「認定行政庁変更届書」

(2) 届出時期

市長から認定を受けた保安機関が、さいたま市以外の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこと（管轄行政庁が「市」から「国又は県」に変更）となり、引き続き保安業務を行おうとする場合において、第29条第1項の規定により経済産業大臣等の登録を受けたときは、遅滞なく届出すること。

**第10 実施状況報告（施行規則第132条）**

1 報告書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第17「液化石油ガス販売事業又は保安業務実施状況報告書」

(2) 提出時期

事業年度経過後3月以内に、報告すること。

**第11 廃止の届出（法第35条の4で準用する法第23条）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第25「保安業務廃止届書」

(2) 提出時期

保安機関が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安機関認定書（返納）



## 第3章 貯蔵施設及び特定供給設備

第1 許可申請（法第36条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第28「貯蔵施設等設置許可申請書」

(2) 申請時期

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設（貯蔵能力3トン以上）を設置しようとする場合又は特定供給設備（容器又はバルク容器の場合は貯蔵能力3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は貯蔵能力1トン以上）を設置して液化石油ガスを供給しようとする場合には、事前に申請すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、申請の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 消防長の意見書


イ 貯蔵施設等の所在地の案内図

ウ 貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面


◆エ 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面（平面図、立面図、詳細図等）

◆オ 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面等（平面図、立面図、配管図 仕様書 強度計算書、組立図等）


◆カ 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（116ページ）


◆キ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（117～118ページ）

◆ク 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）


 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（119～121ページ）

◆ケ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（122～125ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

法第37条に基づく規則第52条(貯蔵施設)、第53条(特定供給設備)又は第54条(バルク供給に係る特定供給設備)で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、技術上の基準に適合する場合は、細則様式第9号「貯蔵施設等設置許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

消防長の意見書交付申請書(細則様式第13号)は保安係に届出すること。なお、申請する際は次の書類等を添付すること。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画書

第2 変更許可申請（法第37条の2）

1 申請書の提出について

(1) 申請書類

規則様式第29「貯蔵施設等変更許可申請書」

(2) 申請時期

貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、申請の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 消防長の意見書

◆イ 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（125～126 ページ）

◆ウ 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（127～131 ページ）

◆エ バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（132～136 ページ）

オ 貯蔵施設等の所在地の案内図

カ 貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面

◆キ 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面（平面図、立面図、詳細図等）

◆ク 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面等（平面図、立面図、配管図 仕様書 強度計算書、組立図等）

◆ケ 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（115 ページ）

◆コ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（116～117 ページ）

◆サ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（118～120 ページ）

◆シ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（121～124 ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料（5 ページ）

3 許可の基準について

法第37条の2第3項で準用する法第37条に基づく規則第52条（貯蔵施設）、第53条（特定供給設備）又は第54条（バルク供給に係る特定供給設備）で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、技術上の基準に適合する場合は、細則様式第10号「貯蔵施設等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

消防長の意見書交付申請書（細則様式第13号）は保安係に届出すること。なお、申請する際は次の書類等を添付すること。

- (1) 貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画書

### 第3 軽微な変更の届出（法第37条の2第2項）

#### 1 届書の提出について

##### (1) 提出書類

規則様式第30「貯蔵施設等変更届書」

##### (2) 申請時期

軽微な変更をした後、遅滞なく届出すること。

##### (3) 添付書類

ア 変更部分の詳細を記述した書類・図面（必要に応じて写真等を添付）

イ （貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止の場合のみ）貯蔵施設等許可書（返納）

#### 2 軽微な変更の取り扱いについて

次のアからエのいずれかに該当する場合は、軽微な変更として取り扱うものとする。

##### (1) 貯蔵施設の撤去

##### (2) 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更

##### (3) 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設

##### (4) 特定供給設備の廃止

#### 第4 完成検査（法第37条の3）

##### 1 申請書の提出について

###### (1) 提出書類

規則様式第31「貯蔵施設等完成検査申請書」

###### (2) 申請時期

貯蔵施設又は特定供給設備を設置又は変更し完成検査を受けようとするときは、申請すること。

###### (3) 添付書類

完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は、提出不要とする。

###### ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認定番号も図示すること。

###### イ 認定書等の写し（認定書等の交付を受けている機器に限る。）

###### ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

###### エ 材料証明書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

###### オ 組立状態における気密試験の記録

###### カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録

###### キ 施工写真（基礎・障壁の配筋の状況、コンクリートブロックのモルタルの充てん状況、埋設貯槽の設置状況、供給管等の腐しよく防止措置、その他必要なもの）

###### ク その他許可申請内容を証明する書類等

##### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

3 検査の基準について

貯蔵施設等が法第37条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第32「貯蔵施設等完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。



## 第5 貯蔵施設、特定供給設備に係るその他届出等

### 1 貯蔵施設等完成検査受検届書（法第37条の3第1項ただし書き）

(1) 提出書類

規則様式第33「貯蔵施設等完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査証の写し

### 2 貯蔵施設等完成検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第34「貯蔵施設等完成検査結果報告書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定保安検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査の記録

### 3 名称等変更届書

(1) 提出書類

細則様式第19号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 添付書類

変更する内容を証する書面等

(4) その他

人事異動等による代表者の交代についての届出は不要とする。

## 第4章 充てん設備

第1 許可申請（法第37条の4第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第35「充てん設備許可申請書」

(2) 申請時期

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとにあらかじめ申請すること。


(3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

ウ 充てん計画書

充てん計画書には、「Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（137～141 ページ）

1. 充てんする液化石油ガスの成分

2. 充てんの目的

3. 充てんの方法

4. 貯蔵能力

5. 充てん設備の概要

6. 充てん作業者講習修了者名簿

充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

7. 各規則対応事項

該当する規則に対する対応事項を記載する。

エ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付すること。


オ 機器等一覧表

カ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

キ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

(1) 法第37条の4第2項に基づく規則第64条第1項で定める技術上の基準に適合するものであること。

(2) 充てん設備が液石則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、(1)にかかわらず、液石則第9条第1項の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第11号「充填設備許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 一般消費者等にのみバルク供給を行う場合は、充てん設備の許可のみでよいが、工業用、農業用等の用途にバルク供給を行う場合は、高圧法の移動式製造設備の許可又は変更許可が必要となる。

(2) 充てん設備の許可と高圧法の移動式製造設備の許可又は変更許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。

第2 変更許可申請（法第37条の4第3項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第36「充てん設備変更許可申請書」

(2) 申請時期


充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 充てん設備の変更明細書

変更明細書には、「III 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 III 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（142～146ページ）

1. 変更の理由

2. 変更する充てん設備の概要

3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項（変更に係る部分に限る。）

4. 充てん作業者講習修了者名簿

充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

◆イ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類（変更前との対比を明確にすること。）

変更に係る部分の設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付すること。


◆ウ 機器等一覧表（変更前との対比を明確にすること。）

エ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

オ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

- (1) 法第37条の4第2項に基づく規則第64条第1項で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 充てん設備が液石則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、(1)にかかわらず、液石則第9条第1項の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第12号「充填設備変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 充てん設備の変更許可と高圧法の移動式製造設備の変更許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。
- (2) 充てん設備の許可を受けている充てん設備であって、充てん設備の構造、設備又は装置に係る変更はなく、さいたま市内の同一事業者の事業所間において使用の本拠の所在地のみを変更する場合は、変更先の事業所において高圧法の許可又は変更許可を受け完成検査に合格した移動式製造設備に限り、軽微な変更として取り扱う。

第3 軽微な変更の届出（法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第37「充てん設備変更届書」

(2) 申請時期


軽微な変更をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 変更明細書

変更明細書には、「Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（142～146ページ）

1. 変更の理由
2. 変更する充てん設備の概要
3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項（変更に係る部分に限る。）

◆イ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類（変更前との対比を明確にすること。）

変更に係る部分の設備、装置等の特定設備検査合格証、大臣認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書（以下「認定書等」という。）の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

◆ウ 機器等一覧表（変更前との対比を明確にすること。）

エ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

オ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図



2 軽微な変更の取り扱いについて

(1) 規則第 66 条に規定する次のアからエのいずれかに該当する場合は、軽微な変更として取り扱うものとする。

ア 液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）

イ 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（液石則第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき製造することが適切である経済産業大臣が認める者が製造したもののその他の保安上支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの。（アに掲げるものを除く。）

ウ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

エ 充てん設備の廃止

(2) 次の場合においても軽微な変更として取り扱うものとする。

充てん設備の許可を受けている充てん設備であって、充てん設備の構造、設備又は装置に係る変更はなく、同一事業者のさいたま市内の事業所間において使用の本拠の所在地のみを変更する場合は、変更先の事業所において高圧法の許可又は変更許可を受け完成検査に合格した移動式製造設備に限り、軽微な変更として取り扱う。

#### 第4 完成検査（法第37条の4第4項）

##### 1 申請書の提出について

###### (1) 提出書類

規則様式第38「充てん設備完成検査申請書」

###### (2) 申請時期

充てん設備を設置又は変更し完成検査を受けようとするときは、申請すること。

###### (3) 添付書類

完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は、提出不要とする。

###### ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認定番号も図示すること。

###### イ 認定書等の写し（認定書等の交付を受けている機器に限る。）

###### ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

###### エ 材料証明書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

###### オ 組立状態における気密試験の記録

###### カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録

###### キ ガス漏えい検知警報設備成績証明書

###### ク その他許可申請内容を証明する書類等

##### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

3 検査の基準について

充てん設備が法第37条の4第2項で定める技術上の基準に適合するものであること。


4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第39「充てん設備完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更も加えない場合については、許可申請は必要であるが完成検査は受検不要とする。

(2) 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項ただし書きの規定により高压ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第6 充てん設備に係るその他届出等 (57 ページ)

## 第5 保安検査（法第37条の6第1項）

### 1 申請書の提出について

#### (1) 提出書類

規則様式第44「充てん設備保安検査申請書」

#### (2) 申請時期

保安検査を受検しようとする1ヵ月前までに、申請すること。


#### (3) 添付書類

保安検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。

保安検査受検資料

### 2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5ページ)

### 3 検査の基準について

充てん設備が法第37条の4第2項で定める技術上の基準に適合するものであること。


### 4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第45「充てん設備保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

### 5 その他

(1) 規則第81条第3項の規定により、充てん設備の「基準日」の前後1ヵ月以内に保安検査を受けた場合は、「基準日」に受けたものとみなす。

(2) 法第37条の6第1項ただし書きの規定により、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第6 充てん設備に係るその他届出等 (57ページ)

(3) 充てん設備の許可と高圧法の移動式製造設備の許可を受けている場合は、高圧法製造細目告示第13条第2項第3号の規定により、法第37条の6第1項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書きの規定に基づき届け出ているものは、高圧法における保安検査を受ける必要がない。

**第6 充てん設備に係るその他届出等**

1 充てん設備完成検査受検届書

(1) 提出書類

規則様式第40「充てん設備完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査証の写し

2 充てん設備完成検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第41「充てん設備完成検査結果報告書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査の記録

3 充てん設備保安検査受検届書

(1) 提出書類

規則様式第46「充てん設備保安検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定保安検査機関による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安検査証の写し

4 充てん設備保安検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第47「充てん設備保安検査結果報告書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安検査の記録

5 充填設備休止届書

(1) 提出書類

細則様式第15号「充填設備休止届書」

(2) 届出時期

充てん設備の休止後、届出すること。

(3) 添付書類

ア 使用を休止した充てん設備の使用の本拠を示す図面

イ 使用を休止した充てん設備について講じた措置を記載した書面

ウ 休止の状況がわかる写真

(4) その他

ア 充てん設備を休止する目的を具体的に明示すること。

イ 休止期間は最大で3年間とし、以後休止を継続する場合は、3年経過前に届出すること。

6 充填設備再開届書

(1) 提出書類

細則様式第16号「充填設備再開届書」

(2) 届出時期

使用を休止した充てん設備を再び使用するときは、あらかじめ届出すること。

(3) 添付書類

ア 使用を再開する充てん設備の使用の本拠を示す図面

イ 休止再開措置報告書

使用を再開する充てん設備の保安検査の方法及びその結果

(4) その他

使用を休止した充てん設備を再び使用する前に、保安検査を受検し、当該充てん設備が技術上の基準に適合していることを確認すること。

7 充填事業報告書

(1) 提出書類

細則様式第18号「充填事業報告書」

(2) 届出時期

毎事業年度経過後3ヵ月以内に、報告すること。

(3) 添付書類

その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数を記載した書面

8 名称等変更届書

(2) 提出書類

細則様式第19号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 添付書類

変更する内容を証する書面等

(4) その他

人事異動等による代表者の交代についての届出は不要とする。




## 第5章 液化石油ガス設備工事

第1 液化石油ガス設備工事 設置の工事届出（法第38条の3）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第48（第88条様式）「液化石油ガス設備工事届書」


 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（65ページ）

(2) 届出時期

貯蔵能力が500kgを超え3,000kg未満（バルク貯槽にあつては1,000kg未満）の貯蔵設備をもつ供給設備の設置の工事をしたときは、遅滞なく届出すること。

(3) 貯蔵設備として容器（バルク容器を除く）を設置する場合の添付書類

ア 設備工事届書別紙（容器）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（66～67ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

エ 保安距離図（貯蔵能力が1,000kg以上に限る。）

オ 容器収納庫の構造図

カ 供給管の配管図

キ 施工設備士の免状の写し


ク 気密試験結果

ケ その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。

(4) 貯蔵設備としてバルク容器を設置する場合の添付書類

ア 設備工事届書別紙（バルク容器）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（68～71 ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

エ 保安距離図（貯蔵能力が1,000kg以上に限る。）

オ 供給管の配管図

カ 施工設備士の免状の写し


キ 気密試験結果

ク その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。

(5) 貯蔵設備としてバルク貯槽を設置する場合の添付書類

ア 設備工事届書別紙（バルク貯槽）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（72～75 ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

エ 保安距離図

オ 供給管の配管図

カ 施工設備士の免状の写し

キ 気密試験結果

ク その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。

2 その他

- (1) 規則第 86 条に規定する届出対象施設以外の施設に供給設備を設置する場合は、届出の必要はない。なお、老人福祉施設等については、規則第 86 条第 5 号の共同住宅として取り扱うものとする。
- (2) 供給設備の貯蔵能力が 500 k g を超えるものが届出の対象となることから、50 k g 容器を 10 本貯蔵する場合は、貯蔵能力が 500 k g のため届出の必要はない。

3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例

(1) 液化石油ガス設備工事届書（新規）の作成例

様式第48（第88条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

さいたま市消防長 様

氏名又は名称及び法人に ○○液化石油ガス株式会社  
 あつてはその代表の氏名 代表取締役 ○○ ○○  
 住 所 さいたま市○○区○○町○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	さいたま市○○区○○町○○丁目○○番地
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	○○○○アパート（共同住宅の家主の氏名）
当該設備の使用目的	共同住宅の一般消費者等に液化石油ガスを供給
貯蔵設備の貯蔵能力	50kg容器 12本（計600kg）
工 事 の 内 容	共同住宅の供給設備の設置工事

- （備考）1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 設備工事届書別紙(容器)の作成例

設備工事届書別紙(容器)			
1. 貯蔵設備の構造総括表			
貯蔵能力	600 kg ( 50 kg × 12 本 )		
構造	屋根	①石綿スレート ・ ②薄鉄板 ・ ③その他 ( )	
	扉	材質 ( 鋼板 ) 厚さ ( 2.5 mm ) ①引戸 ・ ②シャッター ・ ③開戸	
	囲い	①鉄筋コンクリート・②重ブロック・③鋼板製・④その他 ( )	
	滞留防止措置	①有 ( 40 cm × 20 cm 2 個 2 方向 ) ・ ②無	
	転倒防止措置	①チェーン ・ ②その他	
位置	火気 2 m	①適 ・ ②否	敷地境界線までの距離 5 m
	保安物件までの距離	第1種保安物件 400 m 第2種保安物件 1 m	
供給状況	火気取り扱い施設との距離 (1トン以上に限る)	①適 (5m以上) ・ ②否	
	調整器	①自動切替式 (1. 分體・2. 一體) ・ ②2段減圧式 (1. 分體・2. 一體) ③単段減圧式 能力 30 kg/h	
	メーター	①マイコンII ・ ②C ・ ③B ・ ④L ・ ⑤S ・ ⑥SB ⑦その他 ( ), 2.5 号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無	
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	①有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ②無	
警戒標	気化装置 (添付書類)	①有 (形式 能力 kg/h) ・ ②無 (認定書の写し)	
	LPガス	1 枚	火気厳禁 1 枚
	無断立入禁止	1 枚	緊急時連絡先 1 枚
消火器	☺	1 枚	管理者氏名 1 枚
	能力単位	A- ( 5 )、B- ( 12 ) 本数 ( 1 ) 本	

2. 供給管等

高	圧	部	主な管の材料	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370)				
低	露	出	部	主な管の材料	硬質塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)			
			埋	設	部	主な管の材料	硬質塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)	深
	部	ピ			ット	①有 (有の場合は、図面に明記すること。) ・ ②無		

3. その他

設	備	士	名	〇〇 〇〇	設	備	士	免	状	番	号	〇〇	県	No.	〇〇〇〇〇〇〇〇							
設	備	士	再	講	習	受	講	年	月	日	〇〇年〇〇月〇〇日											
ポ	リ	エ	チ	レ	ン	資	格	者	氏	名	〇〇	〇〇	資	格	番	号	〇〇〇〇〇〇〇〇					
施	工	後	の	表	示	①有	・	②無	施	行	完	了	年	月	日	〇〇年〇〇月〇〇日						
供	給	予	定	販	売	事	業	者	①有	(	株	式	会	社	〇〇	ガ	ス	販	売	)	・	②無

4. 添付書類 (以下の書類を添付すること)

1	現地への案内図 (最寄り駅から所在地までが確認できるもの)
2	敷地配置図 (敷地内の容器置場の位置と付近の状況を示す図面)
3	保安距離図 (貯蔵量1トン以上の物件に限り必要。容器置場からの保安距離 (斜め距離含む) が確認できる図面)
4	容器置場の構造図 (市販ボンベ庫の使用の場合は製造元の仕様書等でも可)
5	供給管の配管図
6	施工設備士の免状の写し
7	機密試験結果 (自記圧力計の記録された用紙の写し) ※中圧部分がある場合は中圧部分の試験結果も必要

(3) 設備工事届書別紙（バルク容器）の作成例

設備工事届書別紙（バルク容器）				
1 バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項				
規則 19条	貯 蔵 能 力	9 8 0 kg ( 9 8 0 kg × 1 基 )		
	項 目	対 応 事 項	添付書類	
1号  (貯蔵能力千キログラム未満)	イ	カップリング用液流出防止装置付き液取入バルブ	カップリング用液流出防止装置 (①試験合格品・②大臣認定品)	
	ロ	ガス取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	ハ	液取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
	ニ	カップリング付き均圧バルブ	箱(カップリング ①試験合格品・②大臣認定品)・無	
	ホ	液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式：_____	
	ヘ	過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	
	ト	付 属 機 器 への 保 護	プロテクター厚さ _____ 2. 3 mm	
	チ	警 戒 標	表示内容：液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	施工後写真
	リ	緊 急 連 絡 先 の 表 示	表示内容：販売店名・緊急時連絡先	
	ヌ	腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ ジンクロメート 膜厚 _____ 20 μm × 2回 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ フタル酸樹脂エナメル 膜厚 _____ 15 μm × 1回	
	ル	スカート又はサドル等	①スカート・②サドル・③その他	施工時写真
	ヲ	基 礎	地盤面からの高さ _____ 5 cm	施工時写真
	ワ	車 輛 が 接 触 し な い 措 置	措置方法：防護柵	施工時写真
	カ	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ _____ 20 cm	施工後写真
	ヨ	2 m 以内の火気をさえぎる措置及び屋外設置	敷地境界線までの距離 _____ 1. 5 m 措置方法：_____	配置図(火気距離を示す) ・構造図・施工後写真
	タ	常に40℃以下に保つ	容器収納庫により保管	構造図



II 各論 第5章 液化石油ガス設備工事

第1 液化石油ガス設備工事 設置の工事届出

2号 (貯蔵能力千三キテログラム以上未満)	イ	保安距離	用途地域等(①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 <u>1.0</u> m 第2種保安物件までの距離 <u>10</u> m 敷地境界線までの距離 <u>1.5</u> m 障壁の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (斜角距離を含む。) 貯蔵設備の構造図 (障壁の構造)
	ロ	火気を取り扱う施設距離及び液化石油ガスの流動を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 <u>6</u> m 敷地境界線までの距離 <u>8</u> m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の配置図及び構造図
	ハ	屋根又は遮へい板	材質： <u>繊維強化セメント</u>	構造図
	ニ	消火設備の設置	消火器の個数 <u>1</u> 個 消火器の能力A - ( <u>5</u> ) B - ( <u>12</u> )	設置場所の位置図
	ホ	規則19条1号イ〜カまでの基準	(別紙2-1)	
4号	容器は漏洩がないこと	試験圧力 <u>1.8</u> MPa		
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 <u>埼玉県〇〇市〇〇-〇-〇</u> 名称 <u>〇〇〇〇(株)監視センター</u>	無の場合にあつては、告示に定める要件に適合する資料	
6号	容器と調整器の間の液状液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧式 分離型の一次側をプロテクター内・③その他	施工後写真	
7号	規則第18条第4・7号,第8号の2~16号,第18~22号の基準	(別紙3)		
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 貯槽〜調整器 <u>2.6</u> MPa 調整器〜メータ <u>0.8</u> MPa 一次調整器〜二次調整器 _____ MPa		

II 各論 第5章 液化石油ガス設備工事

第1 液化石油ガス設備工事 設置の工事届出

2 供給状況等

高圧部	主な管の材料	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370)	
中・低圧部	露出部	硬質塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)	
	埋設部	主な管の材料	ポリエチレン管 (PE管)   深 さ   0.4 m
	ピット	① 有 (図面に明記すること。) ・ ② 無	
供給状況	調整器	① 自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ② 二段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③ 単段減圧式	能力   30 kg/h
	メーター	① マイコンⅡ ・ ② S ・ ③ SB ・ ④ E ⑤ EB ・ ⑥ その他 ( ), 2号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	① 有 ・ ② 無	
	対震自動ガス遮断装置	① メーター内蔵 ・ ② 感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	① 有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ② 無	
気化装置 (添付書類)	① 有 (形式 _____, 能力 _____ kg/h) ・ ② 無 (認定書の写し)		
消火器	能力単位	A- (5), B- (12) 本数 (1) 本	

3 充てん設備に係る事項

項目	対応事項	添付書類
充てん事業者	名称 <u>〇〇〇〇産業株式会社</u>	
充てん設備の種類	① 規則第64条第1項に基づく設備(新 型) ② 規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車 輛 登 録 番 号	登録番号 <u>〇〇 800 あ 1234</u>	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 <u>ABC</u> 番号 <u>5678</u>	
許可番号及び許可年月日	許可番号 <u>指令化保第〇-〇-〇〇号(埼玉)</u> 許可年月日 <u>〇〇</u> 年 <u>〇〇</u> 月 <u>〇〇</u> 日	
車 輛 停 車 位 置	第1種保安物件までの距離 <u>3.5</u> m 第2種保安物件までの距離 <u>12.0</u> m	

4 設備士等	
設備士名	〇〇 〇〇 設備士免状番号 〇〇県 No. 〇〇〇〇〇〇
設備士再講習受講年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
ポリエチレン資格者氏名	〇〇 〇〇 資格番号 〇〇〇〇〇〇
配管用フレキ管資格者名	〇〇 〇〇 資格番号 〇〇〇〇〇〇
施工後の表示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 施工完了年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
工事業者連絡先電話番号	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
販売事業者名・電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 株式会社〇〇ガス販売 ) ・ <input type="checkbox"/> 未定
5 その他の添付書類	
1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図
3	施工設備士の免状の写し（再講習受講記録、ポリエチレン管及びフレキ管資格を含む。）
4	気密試験結果（自記圧力計の記録用紙の写し）* 中圧部分がある場合はその結果も必要

II 各論 第5章 液化石油ガス設備工事

第1 液化石油ガス設備工事 設置の工事届出

(4) 設備工事届書別紙（バルク貯槽）の作成例

設備工事届書別紙（バルク貯槽）			
1 バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項			
貯 蔵 能 力	980 kg ( 980 kg × 1 基 )		
規則 19条	項 目	対 応 事 項	添付書類
3号イ	バルク貯槽の規格	地上式・地下埋設式 容積 2.44 m <sup>3</sup> 材質 SM520B	製品仕様書及び 明細図
3号ロ	保安距離	用途地域等(①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 1.0 m 第2種保安物件までの距離 1.0 m 敷地境界線までの距離 1.5 m 構造壁等の有無 有・無	設置場所付近配置図 (保安距離を示す) 構造壁等の配置図、 構造図 施工時写真
3号ハ		①試験合格品 ・ ②大臣認定品 元弁をみだりに操作できない措置 プロテクターに施錠	
(1)	安全弁 及び安全弁元弁	所要吹出し量 W <sub>1</sub> = 5,284 kg/h 規定吹出し量 W <sub>2</sub> = 5,602 kg/h	
(2)	液面計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式: 浮力式	
(3)	過充填防止装置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	
(4)	カップリング用液流出 防止装置付き液取弁	①試験合格品 ・ ②大臣認定品	
(5)	ガス取出弁及び ガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置(①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
(6)	液取出弁及び ガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置(①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	
(7)	カップリング付き均圧弁	有(①試験合格品・②大臣認定品)・無	
(8)	付属機器(1)～(7)の保護	プロテクター厚さ 2.3 mm	
(9)	警戒標	表示内容: 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	施工後写真
(10)	緊急連絡先の表示	表示内容: 販売店名・緊急時連絡先	施工後写真
(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 ジンクロメート 膜厚 20 μm × 2回 2. 上塗り塗装 塗料の種類 フタル酸樹脂エナメル 膜厚 15 μm × 2回 3. 電気防しよく措置(地下貯槽) ①有(マグネシウム kg × 本) ・ ②無 防しよく電位測定端子・プロテクターとの 電氣的絶縁・配管との絶縁継手等	施工時写真
(12)	支柱又はサドル等	①支柱 ・ ②サドル ・ ③その他	施工後写真

3号ニ (地上貯槽)	(1)	基礎	地盤面からの高さ <u>5</u> cm	施工時写真
	(2)	車輛が接触しない措置	措置方法：防護柵	施工時写真
	(3)	支柱又はサドル等の固定	アンカーボルト止め	施工後写真
	(4)	接地	接続線の断面積 <u>5.5</u> mm <sup>2</sup> 接続方法：接続金具により、アンカーボルトと接地棒を接続 接地棒の直径 <u>7</u> mm 長さ <u>300</u> mm	施工後写真
	(5)	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ <u>20</u> cm	施工後写真
3号ホ (地下貯槽)	(1)	頂部は地盤面下30cm以上	頂部埋設深さ _____ cm	施工図面・施工時写真
	(2)	埋設場所に車輛乗入不可の措置	措置方法：	施工後写真
	(3)	浮き上がり防止措置	バルク貯槽空体総質量 _____ kg コンクリート板の質量 _____ kg バルク貯槽の全容積 _____ m <sup>3</sup> コンクリート板の容積 _____ m <sup>3</sup>	施工図面・施工時写真
	(4)	石塊等のない土砂の使用		施工時写真
	(5)	ガス検知用孔あき管設置	設置本数 _____ 本	位置図・施工時写真
	(6)	標識杭の設置		位置図・施工時写真
	(7)	プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて _____ mm	貯槽仕様図面
3号へ	2 m以内の火気をさえぎる措置及び屋外設置	敷地境界線までの距離 <u>1.5</u> m 措置方法：敷地境界線に隔壁	配置図（火気距離示す） ・構造図・施工後写真	
4号	貯槽は漏洩がないこと	試験圧力 <u>1.8</u> MPa		
5号	ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 <u>埼玉県〇〇市〇〇-〇-〇</u> 名称 <u>〇〇〇(株)監視センター</u>	無の場合にあつては、 告示に定める要件に 適合する資料	
6号	貯槽と調整器の間の液状 液化石油ガスの滞留防止	① 単段減圧式をプロテクター内・ ② 二段減圧式一体型を貯槽の直近 ③ 二段減圧式分離型の一次側をプロテクター ④ その他	施工後写真	
7号	規則第18条第4～7号、第8号の2～ 16号、第18～22号の基準	(別紙3)		
8号	供給管の耐圧試験	耐圧試験圧力 貯槽～調整器 <u>2.6</u> MPa 調整器～メータ <u>0.8</u> MPa 一次調整器～二次調整器 _____ MPa		

II 各論 第5章 液化石油ガス設備工事

第1 液化石油ガス設備工事 設置の工事届出

2 供給状況等

高圧部	主な管の材料	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG370)	
中・低圧部	露出部	硬質塩化ビニル被覆鋼管 (PLV)	
	埋設部	主な管の材料	ポリエチレン管 (PE管)   深 さ   0.4 m
	ビット	① 有 (図面に明記すること。) ・ ② 無	
供給状況	調整器	① 自動切替式 (1. 分離型・2. 一体型) ② 二段減圧式 (1. 分離型・2. 一体型) ③ 単段減圧式	能力   30 kg/h
	メーター	① マイコンⅡ ・ ② S ・ ③ SB ・ ④ E ⑤ EB ・ ⑥ その他 ( ), ② 号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	① 有 ・ ② 無	
	対震自動ガス遮断装置	① メーター内蔵 ・ ② 感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	① 有 (1. 流量検知式・2. 圧力検知式・3. 流量検知式圧力監視型) ・ ② 無	
	気化装置 (添付書類)	① 有 (形式 _____, 能力 _____ kg/h) ・ ② 無 (認定書の写し)	
消火器	能力単位 A- ( 5 ), B- ( 12 ) 本数 ( 1 ) 本		

3 充てん設備に係る事項

項 目	対 応 事 項	添 付 書 類
充てん事業者	名称 <u>〇〇〇産業株式会社</u>	
充てん設備の種類	① 規則第64条第1項に基づく設備(新 型) ② 規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車 輛 登 録 番 号	登録番号 <u>〇〇 800 あ 1234</u>	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 <u>ABC</u> 番号 <u>5678</u>	
許可番号及び許可年月日	許可番号 <u>指令化保第〇-〇-〇〇号(埼玉)</u> 許可年月日 <u>〇〇</u> 年 <u>〇〇</u> 月 <u>〇〇</u> 日	
車 輛 停 車 位 置	第1種保安物件までの距離 <u>3.5</u> m 第2種保安物件までの距離 <u>12.0</u> m	

4 設備士等

設備士名	〇〇 〇〇	設備士免状番号	〇〇県 No. 〇〇〇〇〇〇
設備士再講習受講年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日		
ポリエチレン資格者氏名	〇〇 〇〇	資格番号	〇〇〇〇〇〇
配管用フレキ管資格者名	〇〇 〇〇	資格番号	〇〇〇〇〇〇
施工後の表示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	施工完了年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
工事業者連絡先電話番号	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
販売事業者名・電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 株式会社〇〇ガス販売 ) ・ <input type="checkbox"/> 未定		

5 その他の添付書類


1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図
3	施工設備士の免状の写し（再講習受講記録、ポリエチレン管及びフレキ管資格を含む。）
4	気密試験結果（自記圧力計の記録用紙の写し）* 中圧部分がある場合はその結果も必要

第2 液化石油ガス設備工事 変更の工事届出（法第38条の3）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第48（第88条関係）「液化石油ガス設備工事届書」

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（79ページ）

(2) 届出時期

貯蔵能力が500kgを超え3,000kg未満（バルク貯槽にあつては1,000kg未満）の貯蔵設備をもつ供給設備で次の変更の工事をしたときは、遅滞なく届出すること。


ア 供給管の延長を伴う工事

イ 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

(3) 貯蔵設備として容器（バルク容器を除く）を設置する場合の添付書類

◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 設備工事届書別紙（容器）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（66～67ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

◆エ 保安距離図（貯蔵能力が1,000kg以上に限る。）

◆オ 容器収納庫の構造図

◆カ 供給管の配管図

キ 施工設備士の免状の写し

ク 気密試験結果


◆ケ その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。



(4) 貯蔵設備としてバルク容器を設置する場合の添付書類

ア 設備工事届書別紙（バルク容器）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（68～71 ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

◆エ 保安距離図（貯蔵能力が1,000kg以上に限る。）

◆オ 供給管の配管図

カ 施工設備士の免状の写し

キ 気密試験結果


◆ク その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。

(5) 貯蔵設備としてバルク貯槽を設置する場合の添付書類

◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 設備工事届書別紙（バルク貯槽）

 3 液化石油ガス設備工事届書等の作成例（72～75 ページ）

イ 案内図

ウ 敷地配置図

◆エ 保安距離図

◆オ 供給管の配管図

カ 施工設備士の免状の写し

キ 気密試験結果

◆ク その他、技術上の基準の確認に必要な書面、図面又は施工時写真

技術上の基準に適合していることが確認できる書面、図面又は施工時写真を添付すること。

2 その他

供給設備に変更がなく、供給会社のみが変更となる場合は、規則第87条第1項に規定する変更の工事に該当しないため届出は要しないものとする。

II 各論 第6章 特定液化石油ガス設備工事業

3 液化石油ガス設備工事届書（変更）の作成例

様式第48（第88条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

さいたま市消防長 様

氏名又は名称及び法人に ○○液化石油ガス株式会社  
 あつてはその代表の氏名 代表取締役 ○○ ○○  
 住 所 さいたま市○○区○○町○○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	さいたま市○○区○○町○○丁目○○番地
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	○○○○アパート（共同住宅の家主の氏名）
当該設備の使用目的	共同住宅の一般消費者等に液化石油ガスを供給
貯蔵設備の貯蔵能力	50kg容器 18本（計900kg）
工事の内容	供給設備の貯蔵能力の増加に伴う工事 12本（600kg）から18本（900kg）に増加

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

## 第6章 特定液化石油ガス設備工事事業

II 各論 第6章 特定液化石油ガス設備工事事業

第1 特定液化石油ガス設備工事事業 開始の届出


---

第1 特定液化石油ガス設備工事事業 開始の届出（法第38条の10第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第56（第112条関係）「特定液化石油ガス設備工事事業開始届書」


 2 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書等の作成例（81ページ）

(2) 届出時期

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに事業の開始から30日以内に届出すること。

(3) 添付書類

ア 事業開始届書別紙

 2 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書等の作成例（82ページ）

イ 液化石油ガス設備士免状の写し

II 各論 第6章 特定液化石油ガス設備工事業

第1 特定液化石油ガス設備工事業 開始の届出

2 特定液化石油ガス設備工事業開始届書等の作成例

(1) 特定液化石油ガス設備工事業開始届書の実例

様式第56 (第112条関係)

×整理番号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事業開始届書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人に ○○設備工事株式会社  
あつてはその代表の氏名 代表取締役 ○○ ○○  
住 所 さいたま市○○区○○町○丁目○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称  
○○設備工事株式会社 △△営業所

2 事業所の所在地  
さいたま市○○区○○町○丁目○番地

3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法  
別紙のとおり

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

II 各論 第6章 特定液化石油ガス設備工事業

第1 特定液化石油ガス設備工事業 開始の届出

(2) 事業開始届書別紙の作成例

事業開始届書別紙

1. 記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法

(1) 保存場所 記録（別紙様式）及び配管図面は、当事業所の（書類棚）に5年以上保存します。

(2) 分類方法等（該当方法に○印をつけること。）

- ア 消費者名をアイウエオ順に分類する。
- イ、消費者名を市町村別に分類する。
- ウ、その他（ ）

2. 事業所に備える器具

名 称	メ ー カ ー	台 数
自 記 圧 力 計	株〇〇〇工業	1

3. 主な事業内容（該当するものに○印をつけること。）

- ① 液化石油ガスの販売
- ② 配管設備工事
- ③ その他（ ）

4. 資格を有する者の氏名

氏 名	液 化 石 油 ガ ス 設 備 士	
	免 状 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	交 付 都 道 府 県 名
〇〇 〇〇	1 2 3 4	〇〇県
	S〇〇年〇〇月〇〇日	
〇〇 〇〇	7 8 9 0	〇〇県
	H〇〇年〇〇月〇〇日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	


(注) 欄が不足の場合は別紙とする。

第2 特定液化石油ガス設備工事業 変更の届出（法第38条の10第2項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第57（第114条関係）「特定液化石油ガス設備工事業変更届書」

 2 特定液化石油ガス設備工事業変更届書の作成例（84ページ）

(2) 届出時期

特定液化石油ガス設備工事業者は、次の事項に変更があったときは、遅滞なく届出すること。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法
- エ 液化石油ガス設備士の氏名及び免状の番号
- オ 自記圧力計の数

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

- ◆ア 事業開始届書 別紙
  
- ◆イ 液化石油ガス設備士免状の写し



2 特定液化石油ガス設備工事業変更届書の作成例

様式第57（第114条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事業変更届書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人に ○○設備工事株式会社  
あつてはその代表の氏名 代表取締役 ○○ ○○  
住 所 さいたま市○○区○○町○丁目○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

○○年○○月○○日

2 変更の内容

液化石油ガス設備士の変更

3 変更の理由

人事異動による液化石油ガス設備士の選解任

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。


2 ×印の項は記載しないこと。

**第3 特定液化石油ガス設備工事業 廃止の届出（法第38条の10第2項）**

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第58（第114条関係）「特定液化石油ガス設備工事業廃止届書」

 2 特定液化石油ガス設備工事業廃止届書の作成例（86ページ）

(2) 届出時期

特定液化石油ガス設備工事業者は、事業を廃止したときは、遅滞なく届出すること。

II 各論 第6章 特定液化石油ガス設備工事業

第3 特定液化石油ガス設備工事業 廃止の届出

2 特定液化石油ガス設備工事業廃止届書の作成例

様式第58（第114条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

特定液化石油ガス設備工事業廃止届書

年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人に ○○設備工事株式会社  
あつてはその代表の氏名 代表取締役 ○○ ○○  
住 所 さいたま市○○区○○町○丁目○番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業開始の届出の年月日

○○年○○月○○日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 第7章 その他届出等

## 第1 その他届出等

### 事故届書

#### (1) 提出書類

液石測様式第57（第96条関係）「事故届書」

#### (2) 届出時期

高圧ガスに係る次の事故が発生したときに、遅滞なく届出すること。

ア 所有又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

イ 所有又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

#### (3) 添付書類

ア 事故の状況等について次の事項を記載した書面

1. 災害発生の日時
2. 災害発生の場所
3. 災害発生の原因
4. 高圧ガスの種類及び数量
5. 被害の程度
6. その他事故の状況等を把握するために必要な事項
7. 届出に関する連絡担当者

Ⅲ 関係書式

---

Ⅲ 関係書式

### III 関係書式

---

#### 関係書式作成の留意点

申請届出時に添付が必要となる関係書式を掲載する。関係書式の Word 又は Excel ファイルはさいたま市ホームページに掲載しているため、申請書等作成時の参考とすること。

なお、本書式については申請届出時に用いることを強制するものではなく、各事業所においてこれまで使用している書式を用いることは差し支えない。

#### 第1 販売事業に係る関係書式

- 1 液化石油ガス販売計画書
- 2 緊急時対応を行おうとする範囲図
- 3 欠格事由に関する事項（法人）
- 4 欠格事由に関する事項（個人）
- 5 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表
- 6 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書
- 7 一般消費者等一覧
- 8 保安確保機器一覧
- 9 集中監視センターの常時監視体制概要説明書
- 10 各販売所の監視体制等概要説明書
- 11 緊急時出動業務を行う認定保安機関

#### 第2 保安業務に係る関係書式

- 1 保安業務技術的能力算定書
- 2 保安業務資格者等一覧
- 3 緊急時対応を行おうとする範囲図
- 4 欠格事由に関する事項（法人）
- 5 欠格事由に関する事項（個人）
- 6 役員及び構成員の構成を説明した書面
- 7 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面
- 8 保安機関事業所連絡票
- 9 保安業務用機器に関する事項

#### 第3 貯蔵施設等に係る関係書式

- 1 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表
- 2 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）
- 3 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）

### III 関係書式

---

- 4 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）
- 5 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書
- 6 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書
- 7 バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

#### 第4 充てん設備に係る関係書式

- 1 充てん計画書
- 2 充てん設備の変更明細書



III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

1 液化石油ガス販売計画書

液化石油ガス販売計画書（販売所ごとに作成）		販売事業
1. 販売所に関する事項		
販 売 所 の 名 称		
販 売 所 所 在 地		
T E L ・ F A X	TEL	FAX
責 任 者 氏 名		
2. 販売計画		
販 売 予 定 地 域 ※		
販 売 予 定 戸 数	戸	販売予定数量 トン／年
販 売 経 路	ガスメーカー（ ） ガス製造事業所（ ）	
※ 該当する市町村名を全て記入すること。		
3. 貯蔵施設（1～3のうち該当番号に○で囲み、必要書類を添付すること）		
	貯 蔵 施 設 の 形 態	必 要 書 類
1	貯蔵施設を所有又は占有し、最大貯蔵量が3トン以上の場合	別途に貯蔵施設等の設置許可申請が必要
2	貯蔵施設を所有又は占有し、最大貯蔵量が3トン未満の場合	「貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表」に記入
3	貯蔵施設を所有又は占有しない場合	「貯蔵施設を占有又は所有しない理由書」に記入
4. 損害賠償時に備えてとるべき措置		
保険区分（該当に○）	全国LPガス保安共済・全農共済・その他 ※	
※ 保険加入書、付保証明等を添付すること。		

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

販売業務

5. 保安業務に関する事項（保安業務を行う者全てについて販売所ごと記入）

販売所名

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査	(実施割合 :	%)
	2. 容器交換時等供給設備点検	(実施割合 :	%)
	3. 定期供給設備点検	(実施割合 :	%)
	4. 定期消費設備調査	(実施割合 :	%)
	5. 周知	(実施割合 :	%)
	6. 緊急時対応	(実施割合 :	%)
	7. 緊急時連絡	(実施割合 :	%)

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査	(実施割合 :	%)
	2. 容器交換時等供給設備点検	(実施割合 :	%)
	3. 定期供給設備点検	(実施割合 :	%)
	4. 定期消費設備調査	(実施割合 :	%)
	5. 周知	(実施割合 :	%)
	6. 緊急時対応	(実施割合 :	%)
	7. 緊急時連絡	(実施割合 :	%)

保安機関の名称		認定番号	
保安機関の住所			
事業所の名称		電話番号	
事業所の所在地			
保安業務区分	1. 供給開始時点検・調査	(実施割合 :	%)
	2. 容器交換時等供給設備点検	(実施割合 :	%)
	3. 定期供給設備点検	(実施割合 :	%)
	4. 定期消費設備調査	(実施割合 :	%)
	5. 周知	(実施割合 :	%)
	6. 緊急時対応	(実施割合 :	%)
	7. 緊急時連絡	(実施割合 :	%)

- ※1 自ら保安業務を行う場合は、申請者自身について記載すること。
- 2 保安業務を他の保安機関に委託する場合は、保安機関認定書の写し（事業所についての別表含む）を添付すること。
- 3 「保安業務区分」欄については、申請者又は委託先が実施する保安業務の区分の番号に○を付けること。また、当該販売所に係る全消費者数に対する実施割合を記載すること。
- 4 必要に応じて、委託契約に係る書面の写しを添付すること。

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

販売業務

6. 業務主任者選任計画

ア. 業務主任者

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格 免 状	第2種販売主任者	第2種販売主任者	第2種販売主任者
免 状 の 番 号	第 号	第 号	第 号
免 状 の 発 行 者	( ) 知事	( ) 知事	( ) 知事
液化石油ガス販売 業務通算従事期間	年 か月	年 か月	年 か月

イ. 業務主任代理者

氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資 格 免 状 ※1	第2種販売主任者 業務主任者代理者講習 習修了証	第2種販売主任者 業務主任者代理者講習 習修了証	第2種販売主任者 業務主任者代理者講習 習修了証
免 状 の 番 号	第 号	第 号	第 号
免 状 の 発 行 者 ※2	( ) 知事	( ) 知事	( ) 知事
液化石油ガス販売 業務通算従事期間	年 か月	年 か月	年 か月

※1 第2種販売主任者免状、業務主任者の代理者講習修了証のいずれか該当する資格を○で囲むこと

※2 ※1において業務主任者の代理者講習修了証を○で囲んだ場合は、( )内に高圧ガス保安協会と記入すること。

7. 設備工事業務実施体制 (1～2のうち該当番号に○で囲むこと。)

1	液化石油ガス設備士を確保する。		
	設備士名	免状交付都道府県 ( ) 知事	設備士免状番号 第 号
※ 全ての設備士免状の写しを添付すること。(再講習受講欄を含む。)			
2	特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結する。		
	委託先事業者名	届出番号 第 号	届出年月日 年 月 日
※ 委託契約書を添付すること			

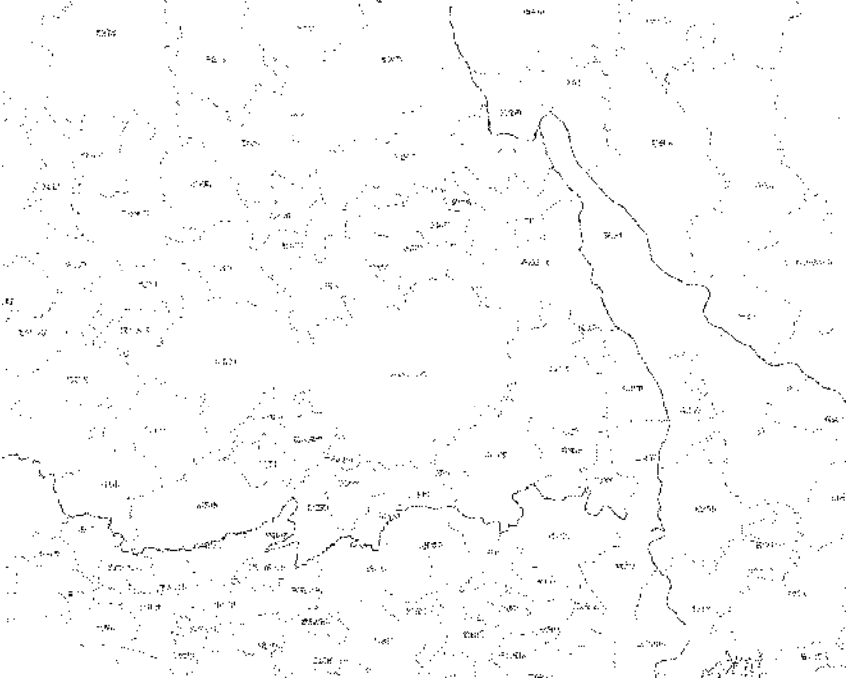
III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

2 緊急時対応を行おうとする範囲図

販売事業

**販売予定地域及び緊急時対応を行う場合の範囲図**  
(事業所ごとに作成、市外の消費者も含む。)



1. 緊急事対応を行う事業所の位置を記入すること。
2. 緊急事対応を行う事業所から30分以内に到着可能な地域の範囲を図示すること。
3. 緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を図示すること。

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

3 欠格事由に関する事項（法人）

販売事業

欠格事由に関する事項（法人）

年 月 日

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第4条第1項各号に該当していないことを誓約します。

なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

（備考）役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

- （参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項
- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 2 第26条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
  - 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの
  - 5 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

4 欠格事由に関する事項（個人）

販売事業

欠格事由に関する事項（個人）

年 月 日

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第4条第1項各号に該当していないことを誓約します。

- （参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項
- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 2 第26条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
  - 3 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
  - 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの
  - 5 第3条第2項第5号の措置が経済産業省令で定める基準に適合していない者

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

5 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

販売事業	
<b>貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表</b>	
位 置	貯蔵施設所在地
	店舗との距離等 保安距離等
構 造	1. 販売所と同一敷地内 2. 販売所と敷地を異にする場合 ( ) m
	第1種施設距離 $L_1 = ( )$ m、 $L_3 = ( )$ m 第2種施設距離 $L_2 = ( )$ m、 $L_4 = ( )$ m 最も近い第1種保安物件までの距離 ( ) m 最も近い第2種保安物件までの距離 ( ) m 貯蔵施設より最も近い敷地境界線までの距離 ( ) m
	材 料
	高 さ
	配筋の太さ
	配筋の間隔
	扉の材料及び厚さ
	屋 根
	換 気 口
	貯蔵施設の面積
最大貯蔵量	
設 備	警 戒 標
	標 示
	消 火 器

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

6 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

販売事業

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

販売所名称 \_\_\_\_\_

1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第11条ただし書に定める、施行規則第11条の次の条項の事項に該当するため（該当条項に○をつける）

1. 規則第11条第2項第一号
2. 規則第11条第2項第二号
3. 規則第11条第2項第三号イ
4. 規則第11条第2項第三号ロ
5. 規則第11条第2項第四号
6. 規則第11条第2項第五号
7. 規則第11条第2項第六号

2. 委託先又は所(占)有している事業所（複数の場合はすべての事業者について記入）

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ( )
事業所名称	
事業所所在地	

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ( )
事業所名称	
事業所所在地	

事業所の種類※	第一種製造者・第一種貯蔵所・充てん事業者・その他 ( )
事業所名称	
事業所所在地	

※ 該当するものに○をつける。

注：委託先又は所(占)有している事業所すべての許可書の写しを添付する。

配送業務を委託している場合配送委託契約書の写し等を添付する。





III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

8 保安確保機器一覧

販売事業  
保安確保機器一覧

(認定対象の一般消費者等に設置したもののみ記載すること)

機器区分	メーカー名	型式名※
告示第1条第1項 で定める機器 (マイコンメータ)		
告示第1条第2項 で定める機器 (漏えい検知装置)		
調整器		
継手金具付高圧ホース		
継手金具付低圧ホース		
自動伝達機器(NCU)		
ガス漏れ警報器		

※ 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会の第1検査合格通知書に記載されている型式名と一致していること。  
 ※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。別紙による記載も可。

【保安確保機器の期限管理の方法】

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

9 集中監視センターの常時監視体制概要説明書

販売事業				
集中監視センターの常時監視体制概要説明書				
監視場所 名称等	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
常置配置 人数等	日中 ( : ~ : )	夜間 ( : ~ : )		
	平日	名 (うち資格者 名)	名 (うち資格者 名)	
	休日	名 (うち資格者 名)	名 (うち資格者 名)	
	配置者延べ人数 (うち無資格者	人	第二種販売主任者 液化石油ガス設備士 その他 ( )	人 人 人
システム構成	(システム構成等について確認できる資料があれば省略可)			
ハード ウェア	メーカー名	型 式	台 数	設 置 用 途
			台	
			台	
			台	
			台 台	
ソフトウ ェア	メーカー名			
	名 称			
通信 方式				
システムフロー 別添 のとおり				

※ 集中監視センターのシステム構成等が確認できる仕様書、カタログ又はリーフレット等を添付すること。

III 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

10 各販売所の監視体制等概要説明書

販売事業

**各販売所の監視体制等概要説明書**

販 売 所 名 称				
配 置 人 数 等	日中 ( : ~ : )	夜間 ( : ~ : )		
	平 日	名 (うち資格者 名)	名 (うち資格者 名)	
	休 日	名 (うち資格者 名)	名 (うち資格者 名)	
	配置者延べ人数 (うち無資格者 人)	人	第二種販売主任者 液化石油ガス設備士 その他 ( )	人 人 人
シ ス テ ム 構 成	(システム構成等について確認できる資料があれば省略可)			
ハードウェア (書ききれない場合は別紙とすること。)	メーカー名	型 式	台 数	設 置 用 途
			台	
			台	
ソフトウェア	メーカー名			
	名 称			
通信方式				
システムフロー	別添 のとおり			
集中監視センターとの連絡の体制				

Ⅲ 関係書式

第1 販売事業に係る関係書式

1.1 緊急時出動業務を行う認定保安機関

販売事業

緊急時出動業務を行う認定保安機関

保安機関名称	事業所所在地	認定番号	認定年月日	緊急出動範囲(市町村名等)

【備考】 自社の事業所で全部又は一部の地域に係る緊急時出動業務を行う場合にあつては、当該事業所から半径40kmの範囲を示す円が図示されている地図を添付すること。

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

1 保安業務技術的能力算定書

保安業務

### 保安業務技術的能力算定書

事業所の名称 \_\_\_\_\_

1 保安業務資格者の算定

A : 消費者数    B : 月間実働日数    C : 年間実働日数    D : 調査員数    E : 充てん作業者数

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		
容器交換時等供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{(B)}$ (D) (E) - -		0未満の場合は0とする
定期供給設備点検 定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあっては、20を3分の4倍することができる。
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$ (E) -		補助員を伴って点検を行う場合にあっては、30を3分の4倍することができる。
定期消費設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{(C)} \times \frac{1}{4}$		補助員を伴って点検及び調査を行う場合にあっては、25を3分の4倍することができる。
周知	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{*}$		*容器交換時点検・定期点検・定期調査のいずれかを行う場合は4万分の1それ以外は2万分の1
緊急時対応(注)	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(F)	消費者先に30分以内には到着し所要の措置を行う体制を確保すること
緊急時連絡	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$		消費者戸数が20,000戸を超える場合 $1 + (\text{消費者戸数} - 20,000) / 80,000$
合計			小数点第3位までの数とする
必要人数		名	小数点以下を切り上げる

以上、保安業務資格者必要数 \_\_\_\_\_ 名に対し、 \_\_\_\_\_ 名を確保している。

(注) 緊急時対応について  
事業所には常時(F)の算定値以上の保安業務資格者 \_\_\_\_\_ 名が常駐し、緊急時には直ちに出勤可能な体制をとる。

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

2 保安業務用機器の算定

(1) 保安業務用機器の算定値

保安業務区分	算定式	算定値	備考
供給開始時点検・調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(イ)	自記圧力計(マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
容器交換時等供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1 \times 1}{100}$ (B)	(ロ)	漏えい検知液、緊急工具類
定期供給設備点検 定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$ (C)	(い)	自記圧力計(マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$ (C)	(ろ)	一酸化炭素測定器
定期供給設備点検	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$ (C)	(ハ)	自記圧力計(マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、ボーリングバー
定期消費設備調査	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{25} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{4}$ (C)	(ニ)	自記圧力計(マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー
緊急時対応	(A) $\text{戸} \times \frac{1}{20,000}$	(ホ)	自記圧力計(マノメータ)、ガス検知器、漏えい検知液、緊急工具類、一酸化炭素測定器、ボーリングバー

(2) 保安業務用機器数

機器名	必要台数計算式	必要数	保有台数
自記圧力計またはマノメータ	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		自記圧力計： マノメータ：
ガス検知器	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		
漏えい検知液	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + + =		
緊急工具類	(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + + =		
一酸化炭素測定器	(イ) (ニ) (ホ) (ろ) + + + =		
ボーリングバー	(イ) (ハ) (ニ) (ホ) (い) + + + + =		

(備考) 算定式は小数点以下第3位まで。必要数は小数点以下を切り上げる。

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

2 保安業務資格者等一覧

保安業務

保安業務資格者等一覧

事業所の名称 \_\_\_\_\_

氏名	免状の種類	免状交付県名	免状番号	交付年月日	直近の再講習年月日

免状を複数所有している場合には、以下の優先順で1種類のみ記入すること。  
 (ただし、液化石油ガス設備士であり、かつ、業務主任者に選任されている者については、1及び2の2種類の免状について記載すること。)

- 1 液化石油ガス設備士免状
- 2 高圧ガス販売主任者免状
- 3 高圧ガス製造保安責任者免状
- 4 業務主任者の代理者講習修了証
- 5 液化石油ガス保安業務資格者講習修了証
- 6 充てん作業講習修了証
- 7 液化石油ガス調査員講習修了証

免状の種類、番号がわかる部分の写しを添付すること  
 (液化石油ガス設備士、業務主任者及び充てん作業者の場合には、再講習の受講記録欄の写しを含む)



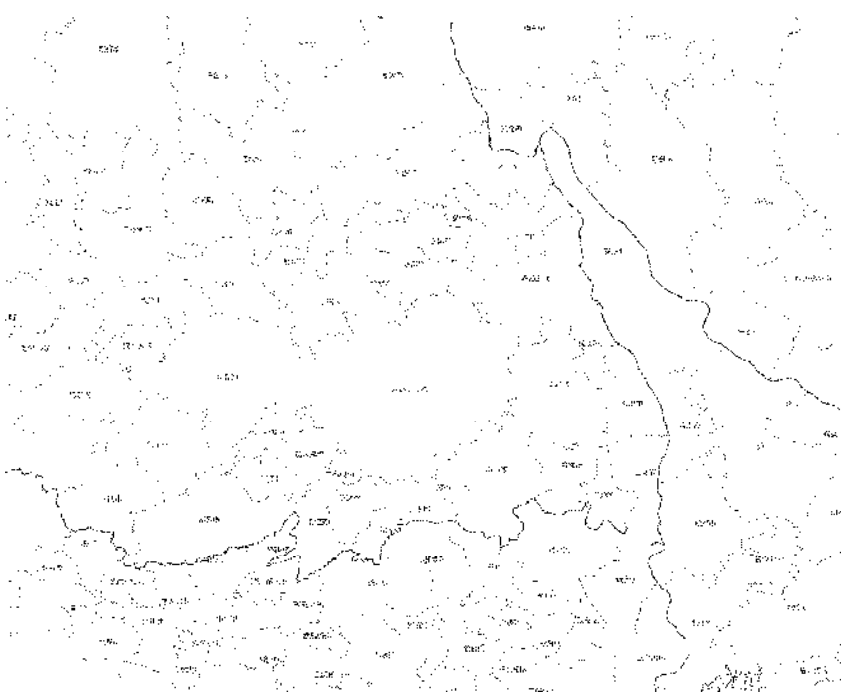
III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

3 緊急時対応を行おうとする範囲図

保安業務

**販売予定地域及び緊急時対応を行う場合の範囲図**  
(事業所ごとに作成、市外の消費者も含む。)



1. 緊急時対応を行う事業所の位置を記入すること。
2. 緊急時対応を行う事業所から30分以内に到着可能な地域の範囲を図示すること。
3. 緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を図示すること。

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

4 欠格事由に関する事項（法人）

保安業務

欠格事由に関する事項（法人）

年 月 日

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

当法人及び当法人の役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第30条各号に該当していないことを誓約します。

なお、当法人の役員は以下のとおりです。

役 職 名	氏 名

（備考）役員とは、役員のうち業務を行う者をいい、業務の監査にあたるものは含まれない。

（参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条

- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
- 4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前3号のいずれかに該当する者があるもの

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

5 欠格事由に関する事項（個人）

保安業務

欠格事由に関する事項（個人）

年 月 日

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

私は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第30条各号に該当していないことを誓約します。

- （参考）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条
- 1 この法律若しくは高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 2 第35条の3の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 3 心身の故障により保安業務を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者
  - 4 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

6 役員及び構成員の構成を説明した書面

保安業務

役員及び構成員について

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条で規定する構成員）については、いずれもその3分の2以上の者は以下の事項に該当しません。

- 1 液化石油ガス供給機器又は消費機器の製造する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
- 2 液化石油ガス供給機器又は消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者並びにその役職員
- 3 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

年 月 日

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名  
住 所

(参考) 構成員について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条  
法第31条第3号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。

- 1 一般社団法人 社員
- 2 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の株式会社 株主
- 3 会社法第2条第1号の合名会社、合資会社及び合同会社 社員
- 4 中小企業等協同組合法第3条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第3条第1項の農業協同組合 組合員
- 5 中小企業等協同組合法第3条の協同組合連合会及び農業協同組合法第3条第1項の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者
- 6 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類する者

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

7 保安業務以外の業務の種類及び概要を記載した書面

保安業務

保安業務以外の業務の種類及び概要

業務の種類	概要
L Pガスに関する業務	1. 一般消費者等L Pガス販売     2. 工業用等L Pガス販売 3. L Pガス充てん等                 4. L Pガス配送 5. ガス器具販売                       6. L Pガス設備工事 7. その他 (                                 )
その他の業務	

1. L Pガスに関する業務については、実施している業務内容の番号に「○」を付すこと。
2. 法人にあっては、定款記載の業務のうち現に行っている業務を記載すること。

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

8 保安機関事業所連絡票

保安業務			
<b>保安機関事業所連絡票</b>			
名 称			
住 所	〒		
電 話		F A X	
駐車場	有・無	認定番号	
最寄り駅からの案内図 (最寄駅) 線 駅 から 徒歩 分 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">タシ</div> 分			
(目印になるもの、駐車場を記入して下さい。)			

III 関係書式

第2 保安業務に係る関係書式

9 保安業務用機器に関する事項

保安業務

保安業務用機器に関する事項

別紙写真の保安業務用機器は、当事業所に備えているものであり、常時使用可能です。また、当該保安業務用機器の製造番号等については、下表のとおりです。

事業所名 \_\_\_\_\_ ※事業所が複数ある場合は、事業所ごとにご記入下さい。

事業所の所在地 \_\_\_\_\_

保安業務用機器	製造者（メーカー）	型式等	製造番号	製造、又は、購入年月
自記圧力計				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
ガス検知器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
一酸化炭素測定器				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月
				製造・購入 年 月

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

1 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

貯蔵施設等	
<b>貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表</b>	
位	貯蔵施設所在地
	店舗との距離等 1. 販売所と同一敷地内 2. 販売所と敷地を異にする場合 ( ) m
置	保安距離等 第1種施設距離 $L_1 = ( )$ m、 $L_3 = ( )$ m 第2種施設距離 $L_2 = ( )$ m、 $L_4 = ( )$ m 最も近い第1種保安物件までの距離 ( ) m 最も近い第2種保安物件までの距離 ( ) m 貯蔵施設より最も近い敷地境界線までの距離 ( ) m
	構 造
障	材 料 C種重量ブロック造り 厚さ ( ) cm (空洞部にはすべてコンクリートモルタルを充てんする) 鉄筋コンクリート造り 厚さ ( ) cm
	高 さ ( ) m
壁	配筋の太さ ( ) mm 隅筋 ( ) mm
	配筋の間隔 縦 ( ) cm、横 ( ) cm 隅部の鉄筋は確実に結束する
扉	扉の材料及び厚さ ・肉厚 ( ) mm鋼板を使用し、肉厚 ( ) mmの等辺山形鋼を、縦 ( ) cm、横 ( ) cm間隔で溶接 ・壁面とのかぶり5cm以上、施錠あり
	屋 根 繊維強化セメント板・薄鉄板・その他 ( )
換	換 気 口 縦 ( ) cm×横 ( ) cm×数 ( ) ヶ所 換気口全体の有効面積 ( ) cm <sup>2</sup>
	貯蔵施設の面積 ( ) m <sup>2</sup> ※内法により計算、一般消費者等以外に販売する液化石油ガスの貯蔵も含む
備	最大貯蔵量 ( ) kg
	警 戒 標 ア LPガス貯蔵施設 イ 燃 (赤色文字とする) ウ 火気厳禁 (赤色文字とする) ※ 貯蔵施設の設置場所の出入口又は貯蔵施設に近接し、若しくは立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所に掲げる。この場合、近接し、又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に対して掲げる。
消	標 示 ア 販売所の名称及び所在地 イ 貯蔵施設の管理者の氏名 ウ 貯蔵施設の管理者の電話番号
	火 器 能力単位 A- ( )、B- ( ) 本数 ( ) 本 貯蔵施設から1.5m以内の距離にある見やすい場所に置く。



III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

2 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）

貯蔵施設等

**貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙1）**

1. 特定供給設備に係る技術上の基準に対応する事項 《 》は、完成検査時提出書類等

規則 53条	貯蔵能力 項 目	Kg ( Kg × 本) 対 応 事 項	添付書類
1号	イ 保安距離	用途地域等（工業地域、工業地、その他地域） 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 （障壁の斜角距離を含む。）
	ロ 障壁	材料 C種重量ブロック造り厚さ（ ）cm （コンクリートモルタルを充てんする） 鉄筋コンクリート造り厚さ（ ）cm	容器置場の構造図 （障壁等の構造） 《施工時写真》
	高さ	（ ）m	
	配筋の太さ	（ ）mm 隅筋（ ）mm	
	配筋の間隔	縦（ ）cm、横（ ）cm 隅部の鉄筋は確実に結束する	
	扉の材料・厚さ	（ ）mm厚鋼板、（ ）mm厚等辺山形鋼を縦（ ）cm、横（ ）cm間隔で溶接 壁面とのかぶり（ ）cm以上、施錠 有・無	
	ハ 火気を取り扱う施設距離	火気を取り扱う施設距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置	耐火性の壁類等の構造図及び配置図
	ニ 液化石油ガスの滞留を防止する措置	縦（ ）cm×横（ ）cm× 数（ ）ヶ所 換気口全体の有効面積（ ）cm <sup>2</sup>	換気口の配置、構造図
	ホ 販売所外に設置された貯蔵設備のさく、塀等	さく、へい等	さく、へい等の構造図及び配置図
	ハ 警戒標	表示内容：LPガス特定供給設備・燃・火気厳禁・販売所の名称等・管理者の氏名・電話番号・その他（ ）	表示内容、位置図
	ト 消火設備の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力A－（ ） B－（ ）	設置場所の位置図
	チ 屋根又は遮へい板	繊維強化セメント板・薄鉄板・その他 （ ）	構造図
リ 転倒防止措置	チェーン・その他（ ）	フック等の構造図及び配置図	
ヌ 腐食防止措置	充てん容器等の塗装・排水のよい場所	排水のよいことを示す図面等	

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（容器）許可申請書（別紙2）

3号	液化石油ガスの供給が 中断しない設備	自動切替式調整器・液状の液化石油ガス自動 切替装置・その他（	調整器等の仕様、図面
4号	規則第18条第4～8の2 号,第10号,第19～21号 の基準	（2. 供給状況等）	基準に対応する資料 （気化装置、調整器、 バルブ、供給管等の仕 様、図面含む） 《耐圧、気密、調整圧 力等試験成績書》《漏 えい試験報告書》《腐 食防止施工写真》

2. 供給状況等

高圧部	主な管の材料		
中・ 低 圧 部	露出部	主な管の材料	
	埋設部	主な管の材料	深さ m
	ピット	有 ・ 無 （有の場合は、図面に明記すること。）	
供 給 状 況	調整器	①自動切替式(1.分離型・2.一体型) ・ ②2段減圧式(1.分離型・2.一体型) ③単段減圧式 能力 <u>                    </u> kg/h	
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②B ・ ③SB ・ ④E ・ ⑤EB ・ ⑥その他 (                      ),                      号	
	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無	
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②センサー連動	
	ガス漏えい検知装置	①有 ( 流量検知式 ・ 圧力検知式 ・ 流量検知式圧力監視型 ) ・ ② 無	
気化装置	①有 (形式 <u>                    </u> , 能力 <u>                    </u> kg/h) ・ ② 無 (認定書の写し)		

3. その他の添付書類（以下の書類を添付すること）

1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

3 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク容器）許可申請書（別紙1）

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項 《 》は、完成検査時提出書類等

貯蔵能力		Kg （ Kg × 基）	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
1号 19-2カ	遮 へ い 措 置	軽量な屋根・遮へい版	明細図
1号 19-2ニ	消 火 設 備 の 設 置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力A- ( ) B- ( )	設置場所の位置図
1号 19-2ホ 19-1	イ カップリング <sup>*</sup> 用液流出防止装置付き液取入バルブ	カップリング <sup>*</sup> 用液流出防止装置 (①試験合格品・②大臣認定品)	《試験合格書又は認定書等》
	ロ ガス取出バルブ及びガス放出防止器等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ハ 液 取 出 バ ル ブ 及 び ガ ス 放 出 防 止 器 等	ガス放出防止器 ・ 緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書等》
	ニ カップリング付き均圧バルブ	有(カップリング <sup>*</sup> ①試験合格品・②大臣認定品)・無	《試験合格書又は認定書等》
	ホ 液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他 方式：_____	《試験合格書又は認定書等》
	ハ 過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書等》
	ト 付 属 機 器 へ の 保 護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図
	チ 警 戒 標	表示内容： 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	表示位置図
	リ 緊 急 連 絡 先 の 表 示	表示内容：	表示位置図
	ヌ 腐 食 防 止 措 置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ μm	
ル スカート又はサドル等の設置	①スカート ・ ②サドル ・ ③その他	明細図	

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク容器）許可申請書（別紙2）

1号 19-2ホ	ヲ	基礎	地盤面からの高さ _____ cm	基礎図面
19-1	リ	車両が接触しない措置	措置方法：	図面
	カ	安全弁放出管の設置		図面
1号 19-4		容器は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
1号 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書 (無の場合は要件に適合する資料) 《ガス漏れ検知器 作動、監視試験結果》
1号 19-6		容器と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	①単段減圧式をプロテクター内・②二段減圧 式分離型の一次側をプロテクター内・③その他	
1号 53-1イ、ロ		保安距離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 障壁の有無 有 ・ 無	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (斜角距離を含む。) 障壁の構造図 《施工時写真》
1号 53-1ハ		火気を取り扱う施設距離 及び液化石油ガスの流動 を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の 構造図及び配置図
3号		規則第18条第4～7号,第8号の2, 第10号,第19～21号の基準	(別紙3)	基準に対応する資料 (気化装置、調整器、 バルブ、供給管等の 仕様、図面含む) 《耐圧、気密、調整 圧力等試験成績書》 《漏えい試験報告 書》《腐食防止施工 写真》
4号		供給管の耐圧試験	イ 耐圧試験圧力(バルク容器と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力(調整器1次側と2次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク容器）許可申請書（別紙3）

2. 供給状況等

高圧部	主な管の材料		
	露出部	主な管の材料	
中・低圧部	埋設部	主な管の材料	深さ _____ m
	ピット	①有（図面に明記すること。） ・ ②無	
供給状況	調整器	①自動切替式（1.分體型・2.一体型） ②二段減圧式（1.分體型・2.一体型） ③単段減圧式	能力 _____ kg/h
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③SB ・ ④E ⑤EB ・ ⑥その他（ _____ ）， _____ 号	
状況	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無	
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動	
	ガス漏えい検知装置	①有（1.流量検知式・2.圧力検知式・3.流量検知式圧力監視型） ・ ②無	
	気化装置（添付書類）	①有（形式 _____ ， 能力 _____ kg/h） ・ ②無（認定書の写し）	

3. 充てん設備に係る事項

項目	対応事項	添付書類
充てん事業者	名称 _____	《充てん設備の許可証 又は届出受理書》
充てん設備の種類	①規則第64条第1項に基づく設備(新型) ②規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車輛登録番号	登録番号 _____	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 _____ 番号 _____	
許可番号及び許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
車輛停車位置	第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m	停車位置付近の図面

4. その他の添付書類（以下の書類を添付すること）

1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

4 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）

貯蔵施設等

**貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙1）**

1. バルク供給に係る技術上の基準に対応する事項 《 》は、完成検査時提出書類等

貯 蔵 能 力		Kg （ Kg × 基）	
規則 54条	項 目	対 応 事 項	添付書類
2号イ 19-3イ	バルク貯槽の規格	地上式・地下埋設式 容積 _____ m <sup>3</sup> 材質 _____	製品仕様書及び明細図 《特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証》
2号ロ	保 安 距 離	用途地域等 (①工業専用地域・②工業団地・③その他の地域) 第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 保安距離確保の代替措置 _____	設置場所付近配置図 保安距離を示す図面 (障壁の斜角距離含む。) 障壁又は構造壁等の 構造図《施工時写真》
2号ハ	火気を取り扱う施設の 距離及び液化石油ガスの 流動を防止する措置	火気を取り扱う施設距離 _____ m 敷地境界線までの距離 _____ m 液化石油ガスの流動を防止する措置 _____	耐火性の壁類等の構造図 及び配置図
2号ニ	消火設備（又は防消火 設備）の設置	消火器の個数 _____ 個 消火器の能力 A- ( ) B- ( ) 防火設備の種類 ① 散水設備 ② 消火栓	設置場所の位置図 (防火設備にあつては、 貯槽の外面からの距離を 示し、仕様書等を添付 《施工時写真》)
2号ホ 19-3ハ		元弁をみだりに操作できない措置 _____	
	安 全 弁 (1) 及び安全弁元弁	所要吹出し量 $W_1 =$ _____ kg/h 規定吹出し量 $W_2 =$ _____ kg/h	吹出し量計算書 《試験合格書又は認定書》
	(2) 液 面 計	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書》
	(3) 過 充 填 防 止 装 置	①試験合格品・②大臣認定品・③その他	《試験合格書又は認定書》
	(4) カップリング用液流出防止 装置付き液取弁	①試験合格品 ・ ②大臣認定品	《試験合格書又は認定書》
	(5) ガス取出弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
	(6) 液 取 出 弁 及びガス放出防止器等	①試験合格品 ・ ②大臣認定品 ガス放出防止器・緊急遮断装置 (①試験合格品・②大臣認定品・③その他・④無)	《試験合格書又は認定書》
	(7) カップリング付き均圧弁	有(カップリング) ①試験合格品・②大臣認定品 ・ 無	《試験合格書又は認定書》
	(8) 付 属 機 器 (1) ～ (7) の 保 護	プロテクター厚さ _____ mm	明細図、材質、地上貯槽 にあつては開口部の図面

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙2）

2号ホ 19-3ハ	(9)	警戒標	表示内容： 液化石油ガス・LPガス・火気厳禁	表示位置図
	(10)	緊急連絡先の表示	表示内容：	表示位置図
	(11)	腐食防止措置	1. 錆止め塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$ 2. 上塗り塗装 塗料の種類 _____ 膜厚 _____ $\mu m$ 3. 電気防しよく措置（地下貯槽） ①有（マグネシウム $kg \times$ 本）・②無 防しよく電位測定端子・プロテクターとの 電氣的絶縁・配管との絶縁継手等	下地処理、塗装の仕様 《塗装記録》  電気防しよく措置仕様、 取付位置図 《施工時写真》
	(12)	支柱又はサドル等の設置	①支柱 ・ ②サドル ・ ③その他	貯槽明細図
2号ホ 19-4		貯槽は漏洩がないこと		《漏えい試験結果》
2号ホ 19-5		ガス漏れ検知器の設置 常時監視システムと接続	常時監視システム 有 ・ 無 常時監視装置設置場所 住所 _____ 名称 _____	監視システム概要書（無 の場合は要件に適合する資料） 《ガス漏れ検知器作動、 監視試験結果》
2号ホ 19-6		貯槽と調整器間の液状 液化石油ガスの滞留防止	措置方法：①単減圧式をプロテクター内・②二段減圧式一体型 を貯槽の直近・③二段減圧式分離型の一次側をプロテクター内・④その他	図面
2号 （ 地 上 貯 槽 ）	19-3ニ (1)	基礎 (貯蔵能力3千キログラム未満)	地盤面からの高さ _____ $cm$	基礎図面《施工時写真》
	19-3ニ (2)	車輛が接触しない措置	措置方法：	図面
	19-3ニ (3)	支柱又はサドル等の固定 (貯蔵能力3千キログラム未満)		基礎図面
	19-3ニ (4)	接地 (貯蔵能力3千キログラム未満)	接続線の断面積 _____ $mm^2$ 接続方法： 接地棒の直径 _____ $mm$ 長さ _____ $mm$	位置図
	19-3ニ (5)	安全弁放出管の設置	頂部からの高さ _____ $cm$	図面
2号ト 19-3ホ	(1)	頂部は地盤面下30cm以上 (貯蔵能力3千キログラム未満)	頂部埋設深さ _____ $cm$	施工図面 《施工時写真》

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙3）

2号ト 19-3-ホ  地下貯槽 (三千キログラム未満)		埋設場所に車輛乗入不可の措置	措置方法：	施工図面 埋設箇所の付近図
	(2)	浮き上がり防止措置	バルク貯槽空体総質量 _____ kg コンクリート板の質量 _____ kg バルク貯槽の全容積 _____ m <sup>3</sup> コンクリート板の容積 _____ m <sup>3</sup>	施工図面 《施工時写真》
	(3)	石塊等のない土砂の使用		《施工時写真》
	(4)	ガス検知用孔あき管設置	設置本数 _____ 本	施工図面《施工時写真》 孔あき管の仕様
	(5)	標識杭の設置		設置位置図《施工時写真》
	(6)	プロテクターのふた	不燃性断熱材の裏あて _____ mm	貯槽仕様図面
	2号チ  (地下貯槽) (三千キログラム以上バルク貯槽)	(i)	埋設の方法	①貯槽室(1.乾燥砂・2.水没・3.強制換気) ②その他
(ii)		頂部は地盤面下30cm以上	頂部埋設深さ _____ cm	
(iii)		隣接するバルク貯槽の相互間1m以上	相互間距離 _____ m	
(2)		隣接するバルク貯槽等の相互間距離	相互間距離 _____ m 水噴霧装置の有・無	配置図
(3)		基礎・バルク貯槽の支柱		基礎図面《施工時写真》
(4)		耐熱構造又は冷却装置	耐熱性構造 ・ 冷却装置	仕様、明細図《施工記録》
3号	(5)	静電気の除去措置	措置方法：	仕様、位置図《施工記録》
	(6)	地震の影響に対して安全な構造		耐震設計の基準に対応する資料、図面《施工記録》
		規則第18条第4～7号,第8号の2,第10号,第19～21号の基準	(別紙3)	基準に対応する資料(気化装置、調整器、バルブ、供給管等の仕様、図面含む) 《耐圧、気密、調整圧力等試験成績書》《漏えい試験報告書》《腐食防止施工写真》
4号	供給管の耐圧試験	イ 耐圧試験圧力(バルク貯槽と調整器の間) _____ MPa ロ 耐圧試験圧力(調整器1次側と2次側の間) _____ MPa	《耐圧試験報告書》	



III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

貯蔵施設等

貯蔵施設等設置（バルク貯槽）許可申請書（別紙4）

2. 供給状況等

高圧部	主な管の材料			
中・低圧部	露出部	主な管の材料		
	埋設部	主な管の材料	深さ	m
ピット	①有（図面に明記すること。） ・ ②無			
供給	調整器	①自動切替式（1.分體型・2.一體型） ②二段減圧式（1.分體型・2.一體型） ③単段減圧式	能力	kg/h
	メーター	①マイコンⅡ ・ ②S ・ ③SB ・ ④E ⑤EB ・ ⑥その他（ ）， 号		
状況	ガス漏れ警報器連動遮断装置	①有 ・ ②無		
	対震自動ガス遮断装置	①メーター内蔵 ・ ②感震器連動		
ガス漏えい検知装置	①有（1.流量検知式・2.圧力検知式・3.流量検知式圧力監視型） ・ ②無			
気化装置（添付書類）	①有（形式 _____ ， 能力 _____ kg/h ・ ②無（認定書の写し）			

3. 充てん設備に係る事項

項目	対応事項	添付書類
充てん事業者	名称 _____	《充てん設備の許可証又は届出受理書》
充てん設備の種類	①規則第64条第1項に基づく設備(新型) ②規則第64条第2項に基づく設備(従来型)	
車 輛 登 録 番 号	登録番号 _____	
貯蔵設備の記号及び番号	記号 _____ 番号 _____	
許可番号及び許可年月日	許可番号 _____ 許可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
車 輛 停 車 位 置	第1種保安物件までの距離 _____ m 第2種保安物件までの距離 _____ m	

4. その他の添付書類（以下の書類を添付すること）

1	現地への案内図（最寄り駅から所在地までが確認できるもの）
2	供給管の配管図

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

5 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書

貯蔵施設等

### 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由
  
2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等
  - 販売所名称：
  - 所在地：
  - 貯蔵施設の位置：変更前  
変更後
  - 貯蔵施設の面積：変更前  
変更後
  - 貯蔵施設の障壁：
  
3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項  
(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号)

条項	対応事項	備考												
第14条 第1号	警戒標 1. 掲示位置 2. 表示内容													
第2号	施設距離 1. 貯蔵施設面積 _____ m <sup>2</sup>  2. 設備距離 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保安物件</th> <th style="width: 25%;">設備距離</th> <th style="width: 25%;">実測距離</th> <th style="width: 25%;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 3. 設備距離の不足に対する障壁の必要性 [有・無]	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件				第2種保安物件				
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件											
第1種保安物件														
第2種保安物件														

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

<p>第3号</p>	<p>障壁</p> <p>? 障壁の構造</p> <p>① 材料</p> <p>② 寸法 (高さ) _____ (厚さ) _____</p> <p>③ 配筋 _____ 間隔 (縦) _____ (横) _____</p> <p>(2) 扉の構造</p> <p>① 材料</p> <p>② 寸法 (厚さ) _____ (高さ) _____ (幅) _____</p> <p>③ 補強</p>	
<p>第4号</p>	<p>屋根材等</p> <p>屋根組及び材料</p>	
<p>第5号</p>	<p>滞留防止措置</p> <p>1. 貯蔵施設面積</p> <p>2. 法定換気口面積 _____ × 300 ? / m<sup>2</sup> = _____ (A)</p> <p>3. 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) _____ × (横) _____ × _____ 箇所 = _____</p> <p>鉄筋断面積 _____ × _____ × _____ 本 × _____ 箇所 = _____</p> <p>実際換気口面積 _____ × _____ = _____ (B) (B) &gt; (A)</p>	
<p>第6号</p>	<p>消火設備</p> <p>1. 型式 能力単位</p> <p>2. 個数</p> <p>3. 設置場所</p>	
<p>第16条 第7号</p>	<p>火気距離等</p> <p>1. 火気の種類</p> <p>2. 火気までの距離 _____ m</p> <p>3. 火気との距離が2 m以内の場合の障壁 [有・無]</p> <p>① 材料</p> <p>② 高さ</p> <p>③ 迂回水平距離</p>	

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

6 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

貯蔵施設等

特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由
  
2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地  
 設置先名称：  
 所在地：
  
3. 変更の内容  
 変更前：  
 変更後：
  
4. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項  
 (液化石油ガス法施行規則第53条各号)

条項	対応事項	備考											
第53条 第1号	貯蔵設備の基準												
	イ) 設備距離 1. 貯蔵能力 _____ × _____ = _____ 2. 設備距離												
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件				第2種保安物件			
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件													
第2種保安物件													
	3. 設備距離の不足に対する障壁の必要性 [有・無]												

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

	<p>ロ) 障壁</p> <p>1. 障壁の構造</p> <p>① 材料</p> <p>② 寸法 (高さ) _____ (厚さ) _____</p> <p>③ 配筋 _____ 間隔 (縦) _____ (横) _____</p> <p>2. 扉の構造</p> <p>① 材料</p> <p>② 寸法 (厚さ) _____ (高さ) _____ (幅) _____</p> <p>③ 補強</p>	
	<p>ハ) 火気取扱施設距離等</p> <p>1. 火気取扱施設の種類</p> <p>2. 火気取扱施設までの距離 _____ m</p> <p>3. 火気取扱施設までの距離が 8 m 以内の場合の障壁 [有・無]</p> <p>① 材料</p> <p>② 高さ</p> <p>③ 迂回水平距離</p>	
	<p>ニ) 滞留防止措置</p> <p>1. 貯蔵施設面積</p> <p>2. 法定換気口面積 _____ × 300 ? / m<sup>2</sup> = _____ (A)</p> <p>3. 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) _____ × (横) _____ × _____ 箇所 = _____</p> <p>鉄筋断面積 _____ × _____ × _____ 本 × _____ 箇所 = _____</p> <p>実際換気口面積 _____ × _____ = _____ (B) (B) &gt; (A)</p>	
	<p>ホ) さく、へい等の設置状況</p>	
	<p>ヘ) 警戒標</p> <p>1. 掲示位置</p> <p>2. 表示内容</p> <p>3. 販売所から 50m 以上離れた貯蔵施設は 2 のほか、次の事項を表示した標識を掲げる。</p> <p>① 販売所の名称及び所在地</p> <p>② 貯蔵施設等の管理者の氏名</p> <p>③ 貯蔵施設等の管理者の電話番号</p>	



III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

<p>第8号</p>	<p>集合装置及び供給管に関する基準</p> <p>イ) 高压部の耐圧試験                  充てん容器等と調整器の間に設置される管は2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。</p> <p>ロ) 低压部の耐圧試験                  調整器とガスメーターの間に設置される管は0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。</p> <p>ハ) 中圧部の耐圧試験                  2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。</p> <p>ニ) 引張試験                  充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用すること。</p>	
<p>第10号</p>	<p>バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏洩試験に合格するものを使用すること。</p>	
<p>第19号</p>	<p>気化装置に関する基準</p> <p>イ) 腐食、欠陥のないものを使用すること。</p> <p>ロ) 2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。</p> <p>ハ) 直火で液化石油ガスを加熱する構造でないこと。</p> <p>ニ) 液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。</p> <p>ホ) 温水により液化石油ガスを加熱する構造のものは温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。</p> <p>※気化装置のメーカー、型式、処理能力</p>	

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

第20号	調整器に関する基準	
	<p>イ) 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適したものであること。</p> <p>ロ) 耐圧、気密試験</p> <p>1. 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>2. 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p> <p>ハ) 調整圧力、閉そく圧力(2段式減圧用1次側のものを除く。)</p> <p>1. 生活用の調整器 調整圧力 2.6kPa~3.3kPa 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>2. 生活用以外の調整器 調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用すること</p> <p>※調整器の種類、メーカー、型式、容量</p>	
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	



III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

7 バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

貯蔵施設等

バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由
  
2. バルク特定供給設備の設置先名称及び所在地  
設置先名称：  
所在地：

3. 変更の内容  
変更前：  
  
変更後：

4. バルク特定設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備考
1				
2				
3				
4				
5				

5. 貯蔵能力(液化石油ガス法施行規則第1条第5号の該当する計算式)  
貯蔵能力の計算  
W=

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

6. バルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項  
(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

条項	対応事項	備考												
第1号	バルク容器該当なし													
第2号	バルク貯槽の基準													
	イ) バルク貯槽の基準適合性 バルク貯槽は高圧ガス保安法第56条の4第1項に定める「特定設備検査合格証」又は同法第56条の6の14条第2項に定める特定設備基準適合表を有するものであること。													
	ロ) 設備距離 1. 貯蔵能力 _____ × _____ = _____ 2. 設備距離													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件				第2種保安物件				
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件											
第1種保安物件														
第2種保安物件														
	3. 設備距離の不足に対する障壁の必要性 [有・無] ① 材料 ② 寸法 (高さ) _____ (厚さ) _____ ③ 配筋 _____ 間隔 (縦) _____ (横) _____													
	4. 地盤面下に埋設の必要性 [有・無]													
	ハ) 火気取扱施設距離等 1. 火気取扱施設の種類 2. 火気取扱施設までの距離 _____ m 3. 火気取扱施設までの距離が5m以内の場合の障壁 [有・無] ① 材料 ② 高さ ③ 迂回水平距離													

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

	<p>ニ) 消火設備、防消火設備</p> <p>1. 型式 能力単位</p> <p>2. 個数</p> <p>3. 設置場所</p> <p>4. 防消火設備 [有・無] 種類 :</p>
	<p>ホ) 規則 19 条第 3 号ハ及び第 4 号から第 6 号に対応する事項</p>
第 19 条 第 3 号	<p>ハ バルク貯槽は、次の基準に適合したものを設置する。</p> <p>1. 安全弁</p> <p>2. 液面計</p> <p>3. 過充てん防止装置</p> <p>4. カップリング用液流出防止装置付き液取入弁</p> <p>5. ガス放出防止器付きガス取出弁</p> <p>6. ガス放出防止器付き液取出弁</p> <p>7. 均圧弁用カップリング</p> <p>8. ふた付きプロテクター</p> <p>9. LP ガス、火気厳禁の表示</p> <p>10. 緊急連絡先の表示</p> <p>11. 腐食防止措置</p> <p>12. 底部の腐食及び転倒防止するための材質及び構造を有する支柱又はサドル等</p>
第 4 号	<p>漏洩試験</p>

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

第5号	ガス漏れ検知器
第6号	バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置
第54条第2号	へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項
第19条第3号	ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合したものを設置する。 1. バルク貯槽の基礎 2. 車両接触防止措置 3. バルク貯槽の固定状況 4. バルク貯槽の接地 5. 安全弁の放出管
第54条第2号	ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽 チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽
第54条第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 別紙等に選定根拠を記載すること。
第5号	腐食、割れ等の欠陥
第6号	腐食防止措置
第7号	使用材料
第10号	漏洩試験

III 関係書式

第3 貯蔵施設等に係る関係書式

<p>第19号</p>	<p>気化装置に関する基準</p> <p>イ) 腐食、欠陥のないものを使用すること。</p> <p>ロ) 2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用すること。</p> <p>ハ) 直火で液化石油ガスを加熱する構造でないこと。</p> <p>ニ) 液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。</p> <p>ホ) 温水により液化石油ガスを加熱する構造のものは温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。</p> <p>※気化装置のメーカー、型式、処理能力</p>
<p>第20号</p>	<p>調整器に関する基準</p> <p>イ) 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。</p> <p>ロ) 耐圧、気密試験</p> <p>1. 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>2. 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p> <p>ハ) 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。）</p> <p>1. 生活用の調整器 調整圧力 2.6kPa～3.3kPa 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>2. 生活用以外の調整器 調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものをを使用すること</p> <p>※ 調整器の種類、メーカー、型式、容量</p>
<p>第21号</p>	<p>地下室等に係る供給管の緊急遮断装置</p>

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

1 充てん計画書

充てん設備

充てん計画書

1. 充てんする液化石油ガスの成分
2. 充てんの目的
3. 充てんの方法
4. 貯蔵能力
 

車両番号			第一種製造施設 総計	合計
型式				
容器番号				
貯蔵容量 (V)				
公称重量 (t)				
充てん定数 (C)				
法定最大貯蔵量 (t)				

貯蔵能力計算式  
G = V / C
5. 充てん設備の概要
 

No.	型式	能力	設計圧力	耐圧試験	気密試験	メーカー
1						
2						
3						
4						
5						

## Ⅲ 関係書式

## 第4 充てん設備に係る関係書式

## 6. 充てん作業者講習修了者名簿

番号	氏名	資格取得年月日	修了証番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				

## 7. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガス法施行規則第64条第1項各号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
64条1号	容器		
2号	耐圧試験		
3号	気密試験		
4号	肉厚		
5号	遠隔操作		
6号	火花発生防止構造		
7号	充てんホースの構造		
8号	安全継手		
9号	カップリング用液流出防止装置		
10号	均圧ホースの構造、安全継手、脱着用カップリング		
11号	緊急遮断装置		
12号	液封破損防止装置		
13号	液面計		
14号	温度計		
15号	圧力計		
16号	誤発進防止装置		
17号	緊急停止スイッチ		
18号	自動停止装置 イ) ガス漏れ検知 ロ) 衝撃検知 ハ) 扉開閉検知		
19号	使用の本拠の所在地の基準		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

14条1号	警戒標		
2号	保安距離		
3号	障壁		
5号	滞留防止装置		

(1) バルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合

液化石油ガス法施行規則第72条第1号、第4号及び第5号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
72条1号	イ) 不活性ガス等による置換 ロ) 保安距離 ハ) 漏洩状況 ニ) 充てんホース保護措置 ホ) 警戒標の掲示 ヘ) 非常点滅表示灯 ト) 車両の固定状況 チ) 過充てん防止措置 リ) プリーダー弁による圧力開放 ヌ) キャップ装着状況等 ル) 液取入弁の常時開放 ヲ) バルク容器の基礎への設置状況 ワ) 充てん設備の使用の本拠の所在地		
4号	ポンプ等の漏洩点検		
5号	移動開始及び終了時の点検		



III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

(2) バルク容器又はバルク貯槽以外に充てんする場合  
 液化石油ガス法施行規則第72条第2号、第4号及び第5号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
72条2号	イ) 不活性ガス等による置換 ロ) 保安距離 ハ) 液面計又は過充てん防止装置の設置の確認 ニ) 液面計又は過充てん防止装置の設置の確認 ホ) 過充てん防止措置 ヘ) 漏洩状況の確認 ト) プリーダーク弁の開放状況		
72条1号	ニ 充てんホース保護措置 ホ 警戒標の掲示 ヘ 非常点滅表示灯 ト 車両の固定状況 ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地		
4号	ポンプ等の漏洩点検		
5号	移動開始及び終了時の点検		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

液化石油ガス保安規則第48条の基準に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考（図面等）
48条1号	警戒標		
1号の2	一般複合容器対応年数		
2号	温度計等		
3号	防波板		
4号	高さ検知棒		
5号	容器元弁等と後バンパの距離		
6号	容器後面と後バンパの距離		
7号	附属品操作箱		
8号	損傷防止措置		
9号	液面計		
10号	バルブの開閉表示		
11号	移動開始及び終了時の点検		
12号	資機材の携行状況		
13号	駐車状況		
14号	移動監視者		
15号	免状の携帯状況		
16号	危険時の措置		
17号	繁華街の回避 交代要員		
18号	注意事項の書面		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

2 充てん設備の変更明細書

充てん設備

充てん設備の変更明細書

1. 変更の理由

2. 貯蔵能力

車両番号			第一種製造施設 総計	合計
型式				
容器番号				
貯蔵容量 (V)				
公称重量 (t)				
充てん定数 (C)				
法定最大貯蔵量 (t)				

貯蔵能力計算式

$$G = V / C$$

3. 変更する充てん設備の概要

No.	型式	能力	設計圧力	耐圧試験	気密試験	メーカー
1						
2						
3						
4						
5						

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

4. 充てん作業者講習修了者名簿

番号	氏名	資格取得年月日	修了証番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				

5. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

液化石油ガス法施行規則第64条第1項各号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
64条1号	容器		
2号	耐圧試験		
3号	気密試験		
4号	肉厚		
5号	遠隔操作		
6号	火花発生防止構造		
7号	充てんホースの構造		
8号	安全継手		
9号	カップリング用液流出防止装置		
10号	均圧ホースの構造、安全継手、脱着用カップリング		
11号	緊急遮断装置		
12号	液封破損防止装置		
13号	液面計		
14号	温度計		
15号	圧力計		
16号	誤発進防止装置		
17号	緊急停止スイッチ		
18号	自動停止装置 イ) ガス漏れ検知 ロ) 衝撃検知 ハ) 扉開閉検知		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

19号	使用の本拠の所在地の基準		
14条1号	警戒標		
2号	保安距離		
3号	障壁		
5号	滞留防止装置		

6. 充てん作業の技術上の基準に対応する事項

(1) バルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合

液化石油ガス法施行規則第72条第1号、第4号及び第5号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
72条1号	イ) 不活性ガス等による置換 ロ) 保安距離 ハ) 漏洩状況 ニ) 充てんホース保護措置 ホ) 警戒標の掲示 ヘ) 非常点滅表示灯 ト) 車両の固定状況 チ) 過充てん防止措置 リ) ブリーダー弁による圧力開放 ヌ) キャップ装着状況等 ル) 液取入弁の常時開放 ヲ) バルク容器の基礎への設置状況 ワ) 充てん設備の使用の本拠の所在地		
4号	ポンプ等の漏洩点検		
5号	移動開始及び終了時の点検		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

(2) バルク容器又はバルク貯槽以外に充てんする場合

液化石油ガス法施行規則第72条第2号、第4号及び第5号に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考 (図面等)
72条2号	イ) 不活性ガス等による置換 ロ) 保安距離 ハ) 液面計又は過充てん防止装置の接地の確認 ニ) 液面計又は過充てん防止装置の接地の確認 ホ) 過充てん防止措置 ヘ) 漏洩状況の確認 ト) プリーダーク弁の開放状況		
72条1号	ニ 充てんホース保護措置 ホ 警戒標の掲示 ヘ 非常点滅表示灯 ト 車両の固定状況 ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地		
4号	ポンプ等の漏洩点検		
5号	移動開始及び終了時の点検		

III 関係書式

第4 充てん設備に係る関係書式

7. 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準  
 液化石油ガス保安規則第48条の基準に対応する事項

条項	項目	対応事項	備考（図面等）
48条1号	警戒標		
1号の2	一般複合容器対応年数		
2号	温度計等		
3号	防波板		
4号	高さ検知棒		
5号	容器元弁等と後バンパの距離		
6号	容器後面と後バンパの距離		
7号	附属品操作箱		
8号	損傷防止措置		
9号	液面計		
10号	バルブの開閉表示		
11号	移動開始及び終了時の点検		
12号	資機材の携行状況		
13号	駐車状況		
14号	移動監視者		
15号	免状の携帯状況		
16号	危険時の措置		
17号	繁華街の回避 交代要員		
18号	注意事項の書面		